西東京市災害廃棄物処理計画

（素案）

令和　年　月改定

西東京市

目　次

第１章 基本的な事項 1
第１節 計画改定の目的 1
１ 背景 1
２ 目的 2
第２節 計画の位置付け 3
第３節 計画の期間・対象 4
１ 本計画の計画期間 4
２ 対象とする地域 4
３ 対象とする災害 5
４ 対象とする廃棄物 8
第４節 災害廃棄物対策の基本的な考え方 11
１ 災害廃棄物処理の基本方針 11
２ 災害廃棄物処理の目標期間 12
第５節 災害廃棄物対策の体制 13
１ 各主体の役割分担に関する基本的な考え方 13
２ 組織体制及び情報収集・連絡体制 17
３ 協力・受援（支援）体制 19
第６節 災害廃棄物等の処理 22
１ 排出 23
２ 収集・運搬 26
３ 処理・処分 30
４ 災害規模別の処理の流れ 37
５ 災害廃棄物の処理スケジュールと優先順位 40
６ その他の留意事項 43

第２章 災害廃棄物等発生量の検討 48
第１節 災害廃棄物 49
１ 発生量の推計 49
２ 処理方針 51
第２節 避難所ごみ 58
１ 発生量の推計 58
２ 処理方針 58
第３節 し尿等 59
１ し尿収集必要量の推計 59
２ 処理方針 63

第３章 仮置場..... 64
第１節 仮置場の役割..... 64
第２節 仮置場の必要面積..... 66
第３節 仮置場の選定方法..... 67
１ 仮置場の選定..... 67
２ 仮置場候補地リストの作成..... 69
３ 仮置場のレイアウト..... 69
第４節 仮置場の管理・運営方法..... 71
第５節 環境対策、モニタリング..... 71

第４章 災害廃棄物対策における各主体の役割分担..... 72
第１節 平時（発災前）..... 72
１ 本市が取り組むべき事項..... 72
２ 関連団体が取り組むべき事項..... 78
３ 市民が取り組むべき事項..... 79
４ 事業者が取り組むべき事項..... 80
第２節 初動期..... 82
１ 本市が取り組むべき事項..... 82
２ 関連団体が取り組むべき事項..... 88
３ 市民が取り組むべき事項..... 89
４ 事業者が取り組むべき事項..... 90
第３節 応急対策期..... 91
１ 本市が取り組むべき事項..... 91
２ 関連団体が取り組むべき事項..... 93
３ 市民が取り組むべき事項..... 93
４ 事業者が取り組むべき事項..... 94
第４節 災害復旧・復興期..... 95
１ 本市が取り組むべき事項..... 95
２ 関連団体が取り組むべき事項..... 96
３ 市民が取り組むべき事項..... 97
４ 事業者が取り組むべき事項..... 97

資 料 編..... 98
第１節 西東京市廃棄物減量等推進審議会等..... 98
１ 審議経過..... 98
２ 委員名簿..... 98
３ 市民参加..... 98

第１章　基本的な事項

第１節　計画改定の目的

１　背景

我が国では、近年、地震、豪雨、台風等による自然災害が全国各地で頻発化・激甚化しており、大規模災害に伴う災害廃棄物の適正かつ迅速な処理が重要な課題となっています。

平成 23 年の東日本大震災、平成 28 年の熊本地震、平成 30 年７月豪雨（西日本豪雨）、令和元年の東日本台風、令和２年７月豪雨（熊本豪雨）及び令和６年の能登半島地震では、多量の災害廃棄物の処理や損壊家屋の解体・撤去、被災地の復旧・復興に長期間を要するなど、災害廃棄物対策の重要性が改めて認識されました。

また、近年では、気候変動等の影響により、集中豪雨や大型台風による風水害が頻発しており、令和５年の台風第 13 号、令和６年７月豪雨（秋田・山形豪雨）、令和８年８月豪雨（千葉豪雨）等、浸水被害に伴い大量の災害廃棄物が発生しました。今後も風水害による災害廃棄物の発生が懸念され、平時からの備えが一層重要となっています。

環境省では、全国各地で発生した災害廃棄物処理の経験を踏まえ、今後発生する自然災害への平時の備え、さらに災害時に発生する廃棄物（避難所ごみ等を含む）を適正かつ円滑・迅速に処理するための応急対策、復旧・復興対策について、基本的事項を整理した「災害廃棄物対策指針」（改訂版）を平成 30 年３月に示しており、令和８年度末には改定が予定されています。

また、東京都では、「東京都災害廃棄物処理計画」を令和５年９月に改定し、首都直下地震等の大規模災害のみならず、近年激甚化する風水害や富士山噴火による降灰災害等も見据えた災害廃棄物対策の強化を図っています。

西東京市（以下、「本市」という。）においては、「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」（東京都、令和４年５月公表）（以下、「被害想定報告書」という。）において多摩東部直下地震等による大きな被害が想定されているほか、「西東京市浸水ハザードマップ」（西東京市、令和８年３月改訂）（以下、「ハザードマップ」という。）において浸水被害が想定されています。また、富士山が噴火した場合には降灰による市民生活や社会活動への影響も懸念されています。このような背景を踏まえ、本市では「西東京市地域防災計画」を令和６年に修正しています。

そのため、災害時においても市民生活の衛生環境を維持し、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理できるよう、平時から計画的な備えを進める必要があります。

２　目的

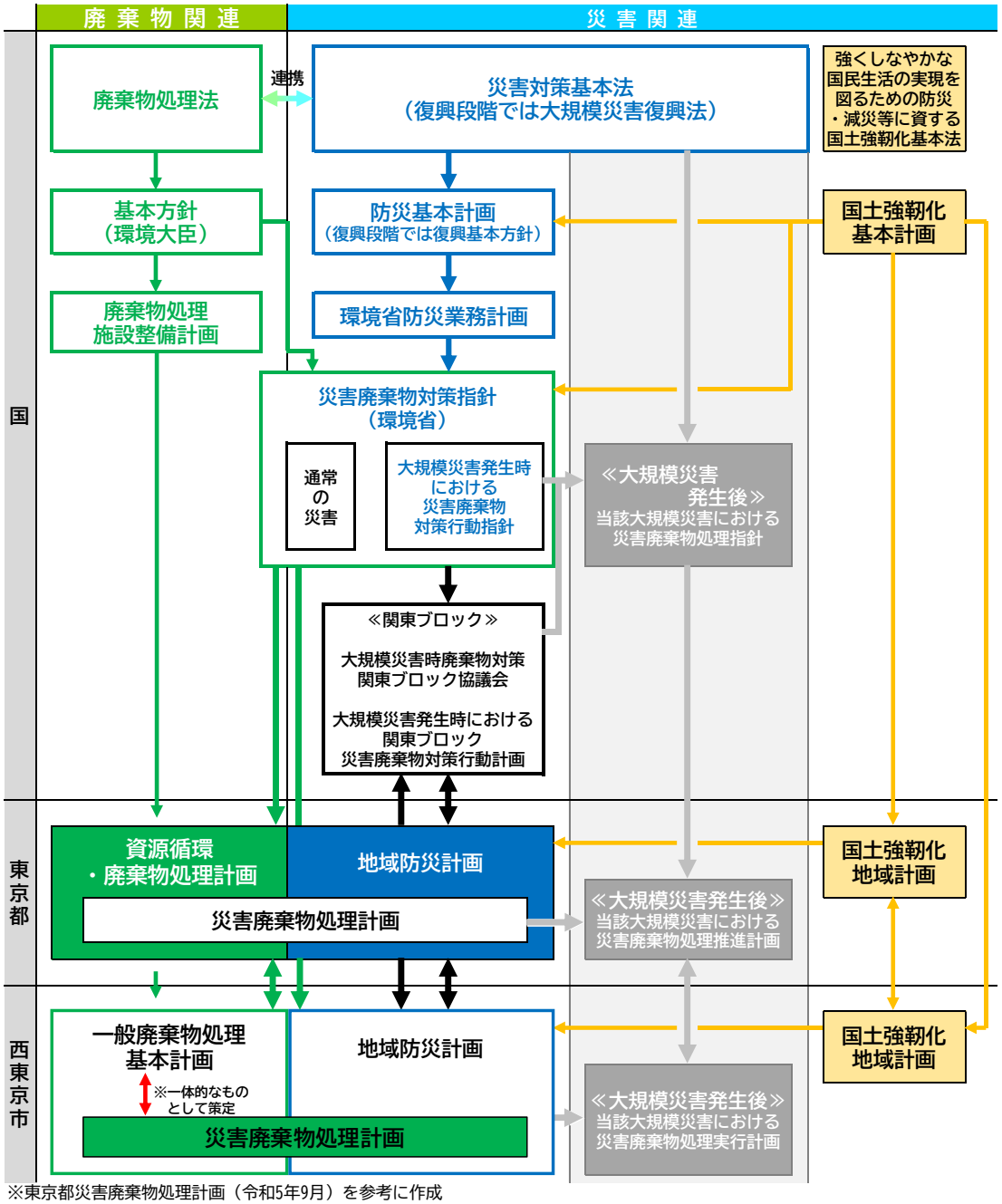
「西東京市災害廃棄物処理計画」（以下、「本計画」という。）は、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理し、市民生活の衛生環境の保全及び早期の復旧・復興を図るため、本市における災害廃棄物対策の基本的事項を定めるものです。

また、近年の災害の頻発化・激甚化、災害対応に関する知見の蓄積並びに国及び東京都の関連計画等の改定を踏まえ、本市の災害廃棄物対策の実効性の向上を図るため、本計画を改定するものです。

第２節　計画の位置付け

本計画は「災害廃棄物対策指針」（環境省、平成 30 年３月改定）に基づき、「東京都災害廃棄物処理計画」（東京都、令和５年９月）、「西東京市地域防災計画」（西東京市、令和６年修正）等の関連計画との整合を図り、本市の災害廃棄物対策について基本的な考え方を示すものです。本計画の位置付けを、図　1－1 に示します。

なお、災害廃棄物処理に係る具体的な業務手順等については、別途作成する「災害廃棄物処理マニュアル」に定めるものとし、本計画と相互に補完し、一体的に運用するものとします。



※東京都災害廃棄物処理計画（令和5年9月）を参考に作成

図　1－1　本計画の位置付け

第３節　計画の期間・対象

１　本計画の計画期間

本計画については計画期間を定めず、地域防災計画や西東京市一般廃棄物処理基本計画の改定のほか、国が行う法整備や指針の改定、東京都災害廃棄物処理計画の見直し、災害廃棄物処理に係る新たな課題や経験・知見を踏まえ、計画の実効性を高めるため、必要に応じて、見直しを行います。

２　対象とする地域

本計画の対象地域は本市全域です。

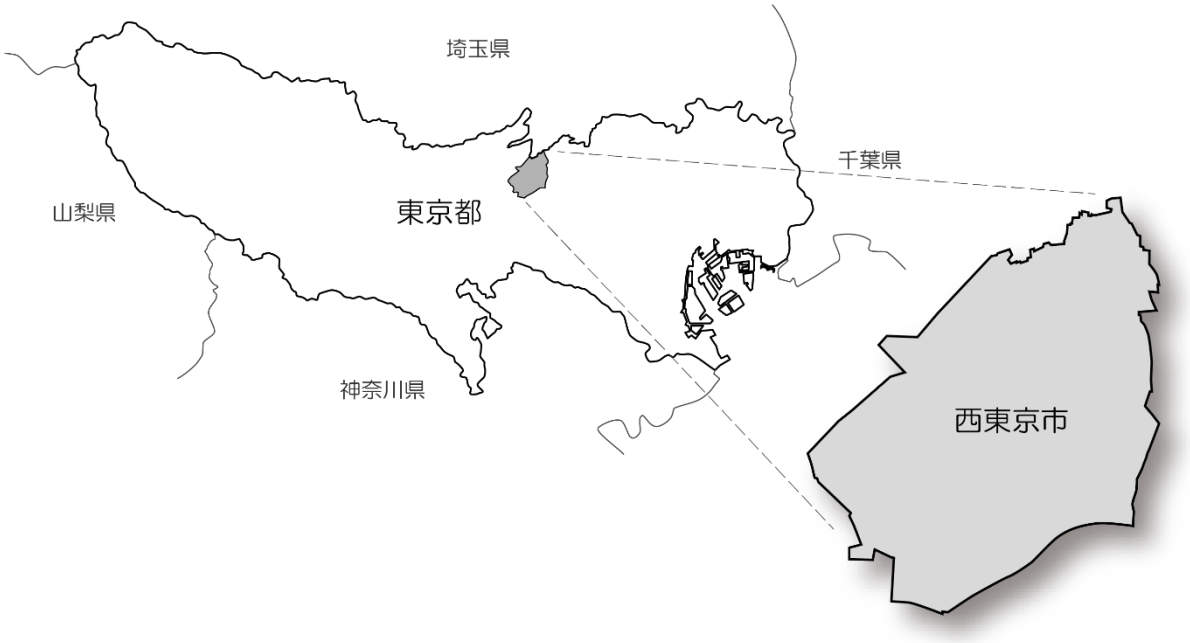


図 1-2　対象地域図

３　対象とする災害

本計画において対象とする災害は、地震、風水害及び噴火（火山）とします。

（１）地震

「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」（東京都防災会議、令和４年５月公表）（以下、「被害想定報告書」という）より、西東京市（以下、「本市」という）で発生が想定される地震は表　1－1のとおりです。

表　1－1より、本市に係る被害は多摩東部直下地震が発生した際に最も甚大になると想定されます。なお、多摩東部直下地震が発生するケースのうち、「冬・夕方・風速８m/s」のケースにおいて、最も被害想定が大きくなるとされています。そのため、本計画においても、当該ケースを想定して対策を検討します。

表　1－1　本市で発生が想定される地震

項目	都心南部 直下地震	多摩東部 直下地震	大正関東 地震	立川断層帯 地震
震源	東京都 23 区南部	東京都 多摩地域	神奈川県 西部	東京都 多摩地域
規模	M7.3	M7.3	M8 クラス	M7.4
震源の深さ	約 49km	約 45km	約 11km	約 17km

（出典）西東京市地域防災計画 -地震・火山編-（令和６年修正）

（２）風水害

近年、気候変動等の影響により集中豪雨が頻発化・激甚化しており、全国各地で浸水被害や河川の氾濫、土砂災害等の甚大な被害が発生しています。これらの被害に伴い、土砂混じりの大量の災害廃棄物の発生が想定されます。また、河川の氾濫による浸水被害に加え、下水道等の排水能力を超える降雨により発生する内水氾濫については、今後東京都等の動向を踏まえ、その影響や対策について検討していきます。

ハザードマップでは、対象降雨を想定最大規模降雨（時間最大雨量 153㎜、総雨量 690㎜）とし、「石神井川及び白子川流域浸水予想区域図（改定）（東京都、令和元年５月改定）及び「黒目川、落合川、柳瀬川、空堀川及び奈良橋川流域浸水予想区域図」（東京都、令和元年 12 月)」を基にまとめています。

そのため、本計画においてもハザードマップにおける対象降雨及び浸水予想区域を前提とし、表 １-２のとおり、本市の過去の浸水被害のうち、最も被害棟数が多かった平成 16 年 10 月９日の浸水被害（床下浸水 69 棟（80 世帯)、床上浸水 18 棟（23 世帯))を想定して対策を検討します。なお、平成 16 年当時と比較して、現在はインフラ整備が進んでいることから、当時より被害が軽減される可能性がありますが、当該浸水被害は、過去の実績に基づく具体的な事例であるため、本計画における対策の検討の基礎とします。

表 １-２　本市の過去の浸水被害

日付	河川流域	浸水被害（棟数）									
		床下		床上		半壊		全壊		合計	
		棟数（棟）	世帯数（世帯）	棟数（棟）	世帯数（世帯）	棟数（棟）	世帯数（世帯）	棟数（棟）	世帯数（世帯）	棟数（棟）	世帯数（世帯）
平成 13 年９月 10 日	白子川	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1
平成 15 年５月 20 日	石神井川	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
平成 15 年６月 25 日	石神井川	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
平成 16 年 10 月９日	石神井川 白子川	69	80	18	23	0	0	0	0	87	103
平成 16 年 10 月 20 日	石神井川	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1
平成 17 年９月４日	石神井川 白子川	3	4	3	3	0	0	0	0	6	7
平成 18 年９月 11 日	石神井川 白子川	25	25	10	10	0	0	0	0	35	35
平成 26 年７月 24 日	石神井川	8	11	4	5	0	0	0	0	12	16
平成 28 年８月 21 日	白子川	3	2	0	1	0	0	0	0	3	3

（出典）水害リスク情報システム 水害記録資料集（東京都）

（３）噴火（火山）

本計画においては、「西東京市地域防災計画」でも整理されているとおり、富士山の噴火を想定して対策を検討します。

富士山が大規模噴火した場合、想定される被害は表 １-３のとおりです。本市内においても２～10cm 程度の降灰が予想され、降灰による健康被害や交通・ライフラインへの影響等が想定されます。

家屋の倒壊については、「首都圏における広域降灰対策ガイドライン」（内閣府、令和７年３月）より、降灰量が 30cm 以上の場合に、木造家屋の倒壊の恐れがあるとされています。本市の降灰量は２～10cm と想定されているため、家屋の倒壊が起こる可能性は極めて低いと考えられます。ただし、降灰による建築物被害等の発生に備え、災害廃棄物処理体制の確保に向けて、対策を検討します。

表 １-３　本市における富士山の大規模噴火による被害の概要

項目		内容
噴火の規模等		宝永噴火と同程度（16日間）
被害の原因		降灰
被害の程度		２～10cm 程度
被害の概要	降灰に伴うもの	健康障害、建物被害、交通・ライフライン・農林水産業・商工業・観光業への影響
	降灰後の降雨等に伴うもの	洪水、泥流及び土石流に伴う人的・物的被害

（出典）西東京市地域防災計画 -地震・火山編-（令和６年修正）

４　対象とする廃棄物

災害時に発生する廃棄物を、表　1－4 に示します。災害時には、家庭での通常生活や事業活動に伴う廃棄物に加え、自然災害に直接起因する廃棄物（以下、「災害廃棄物」という。）が発生します。なお、本計画の対象とする廃棄物は、表　1－4 の赤太枠で示した廃棄物とします。

また、災害廃棄物の種類を表　1－5 及び表　1－6 に示します。

表　1－4　災害時に発生する廃棄物

廃棄物の種類		概要
一般廃棄物	災害廃棄物	○市が設置する仮置場に排出するごみ ・災害により家具や家電等の家財が廃棄物になったもの（片付けごみ） ・損壊家屋等の解体により発生する一般廃棄物（解体廃棄物） ・道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる一般廃棄物 ・その他、災害に起因する一般廃棄物 ○災害後に事業活動を再開する際に発生する一般廃棄物等（原則として事業者の責任で処理） ・被災した事業所の撤去に伴う一般廃棄物 ・敷地内に流入した土砂や流木等
	避難所ごみ	○避難所ごとに設置する集積所に排出するごみ ・避難所等での生活において発生する一般廃棄物 ・避難所等での生活において発生する使用済み携帯トイレ等
	生活ごみ	○通常の排出場所に排出するごみ ・家庭での生活において発生する一般廃棄物 ・家庭での生活において発生する使用済み携帯トイレ等
	し尿等	○トイレから発生するし尿・浄化槽汚泥 ・既存トイレからのし尿・浄化槽汚泥 ・災害時に設置された仮設トイレからのし尿
	事業系ごみ	事業活動に伴う一般廃棄物
産業廃棄物		廃棄物処理法第２条第４項に定める事業活動に伴って生じた産業廃棄物

（参考）東京都災害廃棄物処理計画（令和５年９月）

表 1-5　災害廃棄物の種類（1/2）

種　類	概　要	
可燃物/可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物	
木くず	柱・はり・壁材等の廃木材	
畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用できなくなったもの	
不燃物/不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂等が混在した概ね不燃系の廃棄物	
コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず等	
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等	

（出典）災害廃棄物対策情報サイト

表 1-6　災害廃棄物の種類（2/2）

種　類	概　要	
廃家電（4品目）	被災家屋から排出される家電４品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）で、災害により被害を受け使用できなくなったもの	
小型家電/その他家電	被災家屋から排出される小型家電等の家電４品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの	
腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品等	
有害廃棄物/危険物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物 太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等	
廃自動車等	自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車	
その他、適正処理が困難な廃棄物	ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの、漁網、石こうボード、廃船舶等	

（出典）災害廃棄物対策情報サイト

第４節　災害廃棄物対策の基本的な考え方

１　災害廃棄物処理の基本方針

本計画における災害廃棄物処理の基本方針を次のとおり定めます。

方針１：衛生的かつ迅速な処理

災害廃棄物の処理は生活環境の保全、復旧・復興の促進を図るため、可能な限り短期間での処理を目指すものとします。

迅速な処理を行うことで、災害廃棄物、生活ごみやし尿等の腐敗・悪臭、害虫の発生を防止するとともに、市民の健康、安全の確保、防疫の徹底を図ります。

方針２：環境に配慮した処理

災害時においても、十分に環境に配慮し災害廃棄物の処理を行います。特に建築物解体の際のアスベスト飛散防止対策、野焼きの防止、有害物質の流出等に万全を期して対応します。

方針３：計画的かつ効率的な処理

目標期間内に処理を完了するために、自区域処理（柳泉園組合圏内（組合構成市：本市、清瀬市、東久留米市））を原則に、仮置場の適正配置や処理施設の適正稼働により、災害廃棄物を効率的に処理します。

自区域処理が困難な場合には国、都、他自治体及び民間事業者等との連携による広域処理や受援体制を活用し、計画的かつ効率的に処理を行います。

方針４：安全作業の確保

災害時の廃棄物処理業務は、危険物の混入、有害物質の流出など、通常業務と異なることが想定されるため、作業従事者の安全及び健康確保に配慮します。

方針５：資源化の推進

災害廃棄物の資源化及び復興資材としての有効活用の推進は、処理・処分量の削減や最終処分場の負担軽減、復旧・復興の促進につながるため、災害廃棄物の排出、仮置き段階から分別を徹底し、資源化を推進します。

また、避難所ごみについても、避難所での分別を徹底し、資源物の回収及び資源化を推進することで、処理負担の軽減と生活環境の維持に努めます。

方針６：経済性に配慮した処理

処理の緊急性や困難性を考慮しつつ、合理性のある処理・処分方法を選択し、経済的な処理に努めます。

また、国の災害廃棄物処理に係る補助金制度を活用し財源を確保することにより、確実かつ適正に災害廃棄物処理を推進します。

方針７：ボランティア等との連携

災害発生時の処理を推進する上で、ボランティア、西東京市社会福祉協議会（以下、「社会福祉協議会」という。）、市民団体、廃棄物処理事業者等の協力は不可欠です。災害廃棄物の分別・排出方法や仮置場の運営状況等に関する情報を分かりやすく広報し、被災家屋等からの災害廃棄物の搬出支援や高齢者等への支援活動が円滑に行われるよう、ボランティア等との情報共有及び連携体制の構築を図ります。

また、災害廃棄物の収集・運搬や仮置場の設置・運営、災害廃棄物の処理・処分等を円滑に実施できるよう、廃棄物処理事業者等との協力体制の確保に努めます。

２　災害廃棄物処理の目標期間

「災害廃棄物対策指針」においては、東日本大震災クラスの場合、本格的な災害廃棄物処理の期間を３年程度としています。また、「東京都災害廃棄物処理計画」においても、大規模な災害における災害廃棄物処理の完了までの期間は、最長で３年を目安としています。これらを踏まえ、本計画における災害廃棄物の処理期間は、３年間（最長）とします。

なお、処理期間の３年間（最長）のうち、中間処理期間は、「東京都災害廃棄物処理計画」を踏まえ、２年間を目安とします。残りの期間は、中間処理の開始準備や終了後の原状復旧に要する期間として見込みます。

第５節　災害廃棄物対策の体制

１　各主体の役割分担に関する基本的な考え方

（１）本市の役割

〇災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するため、平時より処理体制の整備、廃棄物処理施設の強靭化、支援協定の締結、都、関係機関等との情報交換、職員の教育や訓練等を推進します。
〇平時から災害廃棄物（片付けごみ、解体廃棄物等）の分別・排出方法などの広報啓発に努めます。
〇自区域処理が困難な場合には、国、都、他自治体、民間の処理施設との支援・連携により広域処理体制を構築します。また、都に対し事務の全部又は一部の委託を検討します。
〇災害時には、他自治体と資機材・人材の提供、処理の受け入れ等について相互に協力します。

（２）柳泉園組合の役割

〇災害廃棄物等（災害廃棄物、避難所ごみ、生活ごみ、し尿等）について、災害時においても、組合構成市と連携を図りながら、処理に協力します。

（３）都の役割

〇処理主体である本市が適正に災害廃棄物の処理を実行できるよう、災害の被害状況や対応状況等を踏まえた技術的支援や各種調整を行います。
〇災害により甚大な被害を受けて、本市の廃棄物所管部署の執行体制が喪失した場合などにおいては、本市と協議調整し、必要に応じて地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 の規定に基づく事務委託を受けて、本市に代わって都が処理主体として直接、廃棄物処理を担います。

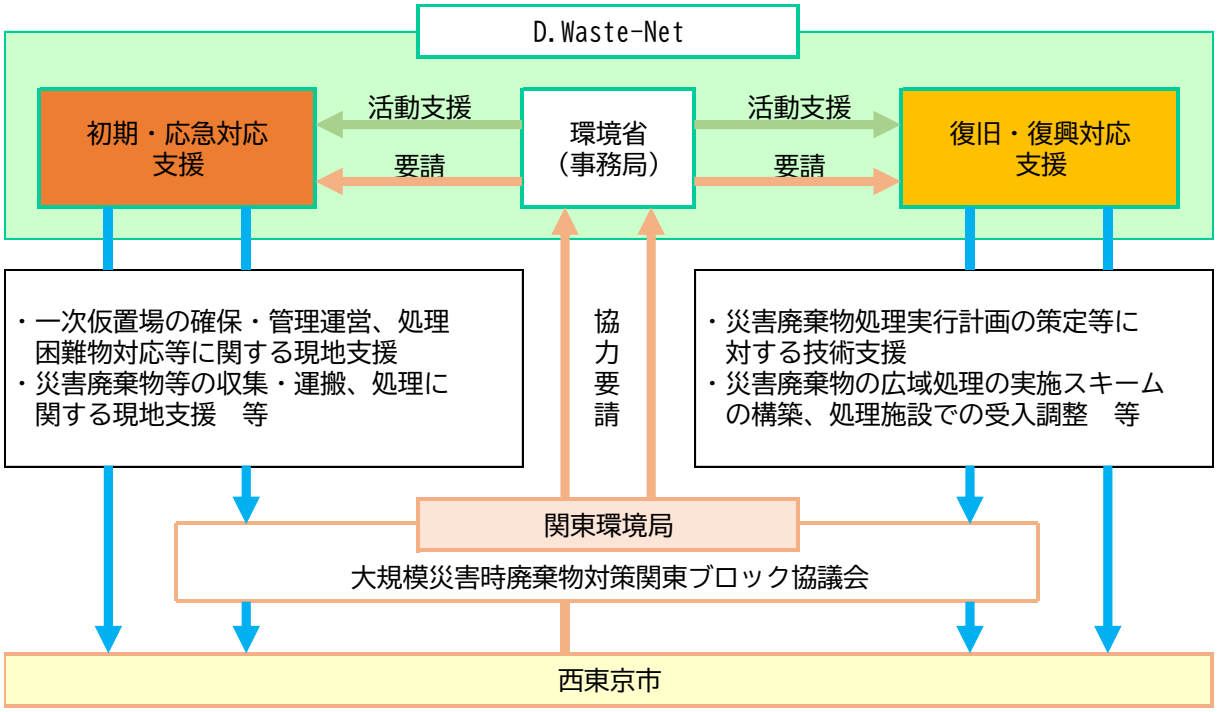
【都の技術的支援、各種調整事項例】
◆情報提供（これまでの災害廃棄物対策の経験等）　◆実行計画策定支援
◆業界団体窓口　◆都外からの受援窓口　◆職員派遣
◆都外への広域処理の調整　◆受援と支援のマッチング
◆各主体の役割分担に関する助言　◆各主体間の連携に関する助言
◆国への支援要請　◆その他助言

（４）国の役割

○大規模災害を想定し、都または本市に基本的な方針を示すとともに、都道府県間における連絡調整や災害廃棄物対策の支援を行います。
○研究機関、学会、専門機関、自治体、廃棄物処理業者関係団体、建設業関係団体、輸送等関係団体で構成される災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）を整備し、災害時に専門家チームの派遣を行います。
○大規模災害時における特例措置の検討や、財政措置等の事務手続きの簡素化、速やかな補助金の交付等を行います。
○本市及び都による災害廃棄物の処理が困難な場合、災害対策基本法に基づく代行処理を行います。

表 1-7　D.Waste-Net の機能・役割

段　階		内　容
平時		・自治体による災害廃棄物処理計画等の策定や人材育成、防災訓練等への支援 ・災害廃棄物対策に関するそれぞれの対応の記録・検証、知見の伝承 ・メンバー間での交流・情報交換等を通じた防災対応力の維持・向上　等
災害発生時	初動期・応急対策期	【研究・専門機関】 ・専門家・技術者の派遣による、処理体制の構築、災害廃棄物の排出・分別方法の周知、一次仮置場の確保・管理運営、悪臭・害虫対策、処理困難物対応等に関する現地支援　等 【一般廃棄物関係団体】 ・被災自治体へのごみ収集車等や作業員の派遣等による、収集・運搬、処理に関する現地支援(現地の状況に応じてボランティア等との連携も含む)　等
	復旧・復興期	【研究・専門機関】 ・専門家・技術者による、被災状況等の情報及び災害廃棄物量の推計、災害廃棄物処理実行計画の策定、二次仮置場及び中間処理・最終処分先の確保に対する技術支援　等 【廃棄物処理関係団体、建設業関係団体、輸送関係団体等】 ・災害廃棄物処理の管理・運営体制、広域処理の実施スキームの構築、処理施設での受け入れ調整　等



※災害廃棄物対策情報サイト（環境省ホームページ）を参考に作成

図　1-3　D.Waste-Net の災害時の支援スキーム

（5）大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会の役割

〇環境省関東環境局、都県、区市町村、各種民間団体・協会（以下、左記をまとめて「各主体」という。）が実施又は検討している大規模災害時の廃棄物対策に関する情報を共有します。
〇大規模災害発生時の災害廃棄物対策に関する広域的な連携・協力体制について検討・構築・調整します。
〇大規模災害発生時に備えた関東ブロック災害廃棄物対策行動計画（以下、「行動計画」という。）に関する検討、策定、改訂を行い、各主体に向けて周知します。
〇災害廃棄物処理に関与する人材の育成について検討・調整します。
〇関東ブロック（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び静岡県）以外で実施又は検討されている災害時の廃棄物対策に関する情報を共有します。

（6）事業者の役割

〇災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理のため、廃棄物の排出段階での分別の徹底等、早期の復旧・復興に向けて、一定の役割を果たします。
〇平時から事業所内にある使用予定のない機器類や粗大ごみ等の処分を実施することで、災害廃棄物の発生抑制に努めます。
〇有害廃棄物を扱う事業者は、厳正な管理・保管を行い、各種法令に基づいた事故時の対応計画を策定します。
〇廃棄物処理の知見、能力を有する事業者は、都や本市が実施する災害廃棄物処理に対し、知見や能力を生かした役割を果たします。

（7）市民の役割

〇災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理のため、廃棄物の排出段階での分別の徹底等、早期の復旧・復興に向けて、一定の役割を果たす必要があります。
〇平時から自宅内にある使用する意思のない家電製品や粗大ごみ等の処分を実施することで、災害廃棄物の発生抑制に努めます。
〇災害廃棄物への理解を深めるため、行政が発信する広報誌の確認・保管や、行政が災害廃棄物について考える場への参加に努めます。

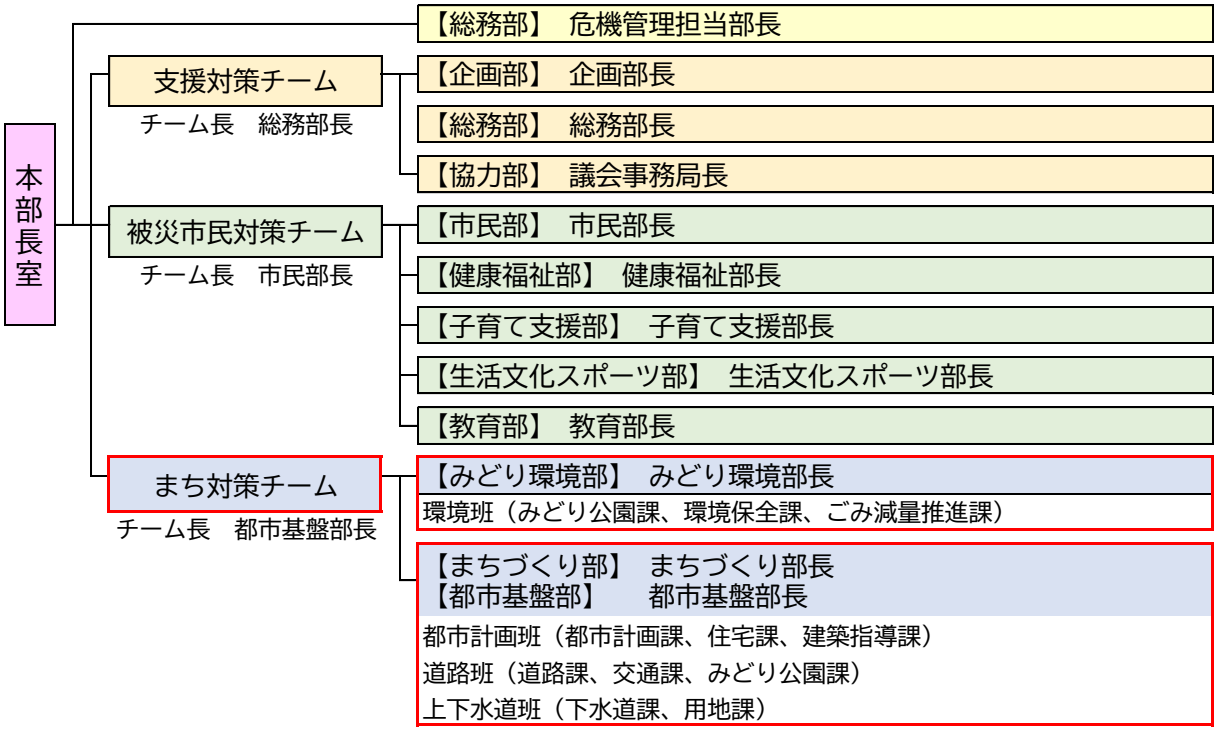
２　組織体制及び情報収集・連絡体制

（１）組織体制

災害廃棄物等の処理は、災害廃棄物、避難所ごみ、生活ごみ及びし尿等の収集・運搬・処理に加え、災害廃棄物等発生量の推計、仮置場の設置・運営、市民への広報等、多岐にわたる業務を伴います。

そのため、本市では、災害時には災害対策本部を設置し、組織的に迅速に災害対策を推進します。

災害対策本部の組織体系を、図　１-４に示します。災害時には、災害対策本部のもと、災害時の廃棄物処理及びし尿処理については、まち対策チームの環境班、下水道処理については、まち対策チームの道路班及び上下水道班を主軸に、関係部局が連携して災害廃棄物対策を実施します。また、災害の規模や被害状況に応じて、柳泉園組合及び組合構成市、東京都、国、関係自治体、民間事業者、ボランティア等と協力しながら対応します。



※赤枠は災害廃棄物処理事業に係る担当部署を表します。
（出典）西東京市地域防災計画 -地震・火山編-（令和6年修正）を基に一部加筆

図　１-４　災害対策本部の組織体系

（２）情報収集・連絡体制

災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行うためには、被害状況や災害廃棄物の発生状況、仮置場及び処理施設の状況等の情報を迅速かつ正確に把握し、関係機関との情報共有を行うことが重要です。

災害時の情報収集・連絡体制（例）を、図　１－５に示します。災害時においては、各部は必要な情報を収集し、本市の災害対策本部へ報告します。本市の災害対策本部は、柳泉園組合及び組合構成市の災害対策本部との情報交換を行うとともに、国、都、協定締結自治体等と連携し、災害廃棄物対策に係る協力を図ります。

また、必要に応じて災害廃棄物対策本部の設置を検討するとともに、平時から連絡手段を整備し、発災時の連絡方法を確認しておきます。

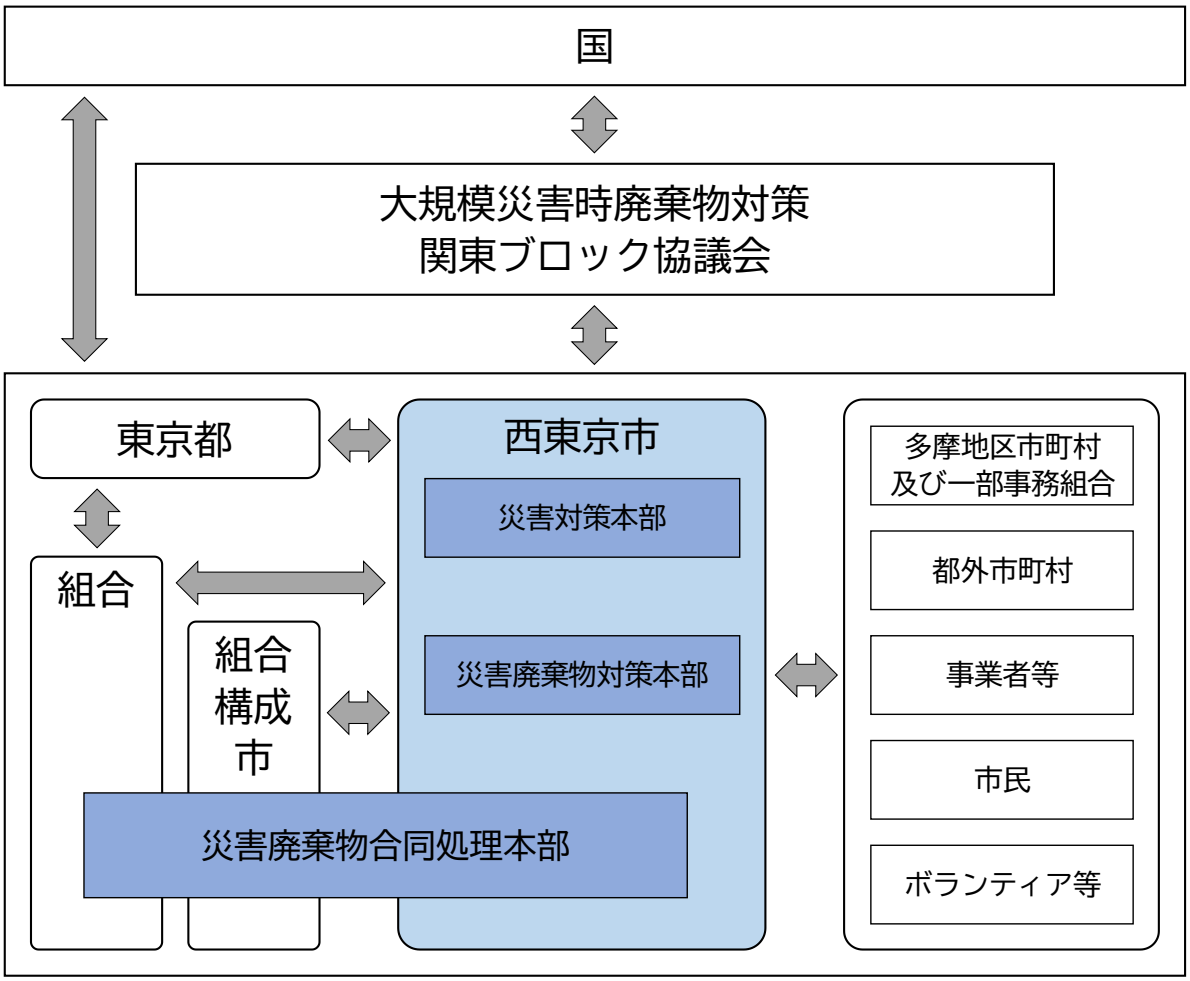


図　１－５　情報収集・連絡体制（例）

３　協力・受援（支援）体制

大量の災害廃棄物が発生する場合に備え、本市は、柳泉園組合及び組合構成市や国・都、関係自治体、関係機関等と連携協力体制を構築し、連携強化を図る必要があります。災害時における災害廃棄物対策について応援要請・支援が迅速に行えるよう、平時より都や関係機関等と相互に連絡調整を図るものとします。

（１）国、都及び自治体との連携強化

災害発生時の迅速かつ的確な対応に備え、国、都及び自治体との間で、施設や資機材、職員等の相互支援に関する災害時応援協定を締結しています。

これらの協定を基盤とし、今後も自治体間の連携を一層強化することで、災害時における円滑な協力体制の確立に努めます。

＜本市が国、都及び自治体と締結している災害時応援協定（一例）＞
・災害時の情報交換に関する協定（平成 24 年８月 27 日）
　協定締結先：国土交通省関東地方整備局
・東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定（令和３年 12 月 27 日）
　協定締結先：東京都・都内 23 特別区・都内 26 市・都内 13 町村　等

（出典）西東京市地域防災計画 -資料編-（令和６年修正）

（２）民間事業者等との協定締結・連携強化

災害発生時に迅速かつ的確な対応に備え、民間事業者等との間で、災害廃棄物処理に関する災害時応援協定を締結しています。

災害時におけるごみ及びし尿の収集・運搬、処理、処分、資源化が円滑に実施できるよう、今後も収集・運搬業者、資源再生業者、一般廃棄物の処理・処分事業者、建設・解体撤去事業者等との応援協定の締結に努めるとともに、災害時には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律における委託の基準に従い、本市が委託した事業者による再委託及び再々委託を活用して処理を実施します。

＜本市が民間事業者等と締結している災害時応援協定（一例）＞
・災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定（平成 23 年４月 25 日）
　協定締結先：西東京市清掃事業協同組合　等

（出典）西東京市地域防災計画 -資料編-（令和６年修正）

（３）広域処理の連携

災害時においても、柳泉園組合で処理が可能な災害廃棄物の処理を行い、焼却残さ（柳泉園クリーンポート（焼却処理施設）でごみを焼却処理した後に残る灰等）は東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設で資源化します。

また、多摩地域については、「多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書」（令和２年４月１日）に基づき、多摩地域ごみ処理広域支援協議会が設定されています。災害時のごみ処理については、支援を必要とする市及び組合が支援を要請し、

その規模に応じ調整の上、相互応援に取り組みます。

（4）ボランティアとの連携

大規模災害時においては、高齢者や障害のある方等の片付けごみの搬出支援、災害廃棄物の分別･排出支援、被災者への情報提供等において、社会福祉協議会、災害ボランティアセンター、NPO 及び市民団体等との連携が重要となります。

本市は、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を推進するため、平時から社会福祉協議会等との連絡窓口を明確化するとともに、災害廃棄物の分別・排出方法、仮置場運営等に関する情報共有体制の構築を図ります。

また、発災後は、災害ボランティアセンター等と連携し、被災者ニーズの把握、支援活動の調整及び災害廃棄物に関する情報共有を行うことで、ごみ出しが困難な高齢者等への支援や、片付けごみの分別・搬出支援を円滑に実施します。

平時及び災害時におけるボランティアとの連携内容を表 1-8、社会福祉協議会等との連携体系を図 1-6 に示します。

表 1-8　ボランティアとの連携内容

項目	内　容
平時	【連絡窓口の明確化】 ・平時及び発災時において、分別・排出方法等に係る情報共有を行うため、連絡窓口を明らかにしておく。 ・地域共生課、生活福祉課、資源循環推進課等の連絡担当者については定期的に確認・更新を行う。
	【災害廃棄物の排出方法の周知】 ・災害時に市民やボランティアが混乱することのないよう、平時から災害廃棄物の分別･排出方法等について、社会福祉協議会の連絡担当者と情報共有を行う。 ・災害廃棄物の回収、撤去に係る支援制度等の情報提供を行う。
発災時	【状況把握】 ・平時に構築した連絡先情報に基づき、必要な情報の共有を行う。（被災者のニーズ、支援活動の全体像の把握等） ・国が全国災害ボランティア支援団体ネットワークを通じて収集する情報の提供を受け、災害時に市内で活動する NPO、ボランティア団体について把握し連携体制を構築する。
	【災害廃棄物の排出方法の周知】 ・仮置場の開設や災害廃棄物の分別･排出方法について、発災後速やかに社会福祉協議会の連絡担当者と共有し、様々な媒体による広報・周知を行う。 ・片付けごみなどの分別支援について、ボランティアの活動状況との連携を図る。

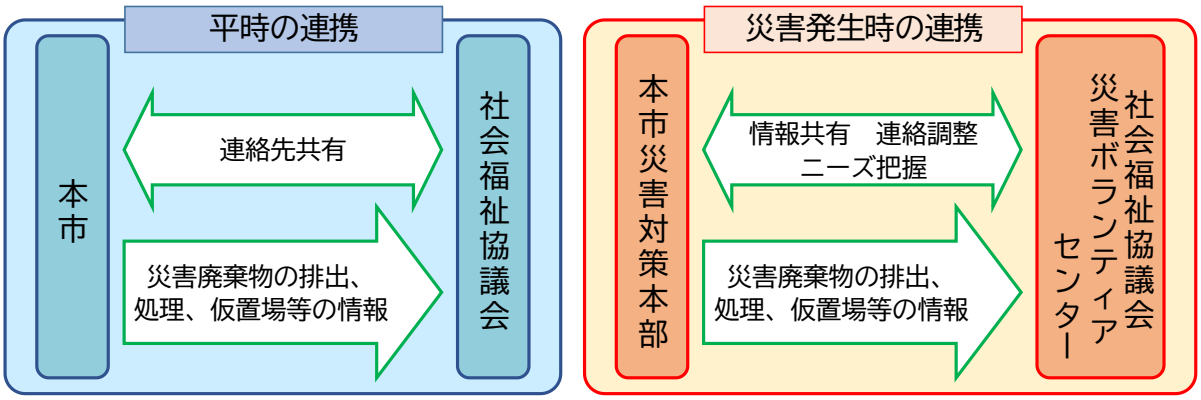


図　1-6　社会福祉協議会等との連携

（5）災害廃棄物処理支援（近隣自治体等に対する処理支援）

本市は、当該区域外で大規模災害が発生し、被災自治体や都から被災地で発生した災害廃棄物処理に関する応援要請があった場合、被災地の状況や受援側の体制を考慮し、資機材や人員に関する適切な支援を行います。

また、他自治体や多摩地域と締結している協定に基づき、災害廃棄物の処理に関する支援要請があった場合には、柳泉園組合及び組合構成市と調整し、当該自治体の災害廃棄物を受け入れて処理を行います。受け入れ量については、支援要請を受けた際に、柳泉園組合施設における受け入れ可能量に基づいて調整します。

第６節　災害廃棄物等の処理

災害時に発生する廃棄物は、その種類に応じて排出、収集・運搬、処理・処分の各段階を経て処理されます。特に、災害廃棄物については、仮置場での分別・保管を行いながら、再資源化や適正処理を進めることが重要です。

災害廃棄物等の処理の概要を、図　1－7に示します。

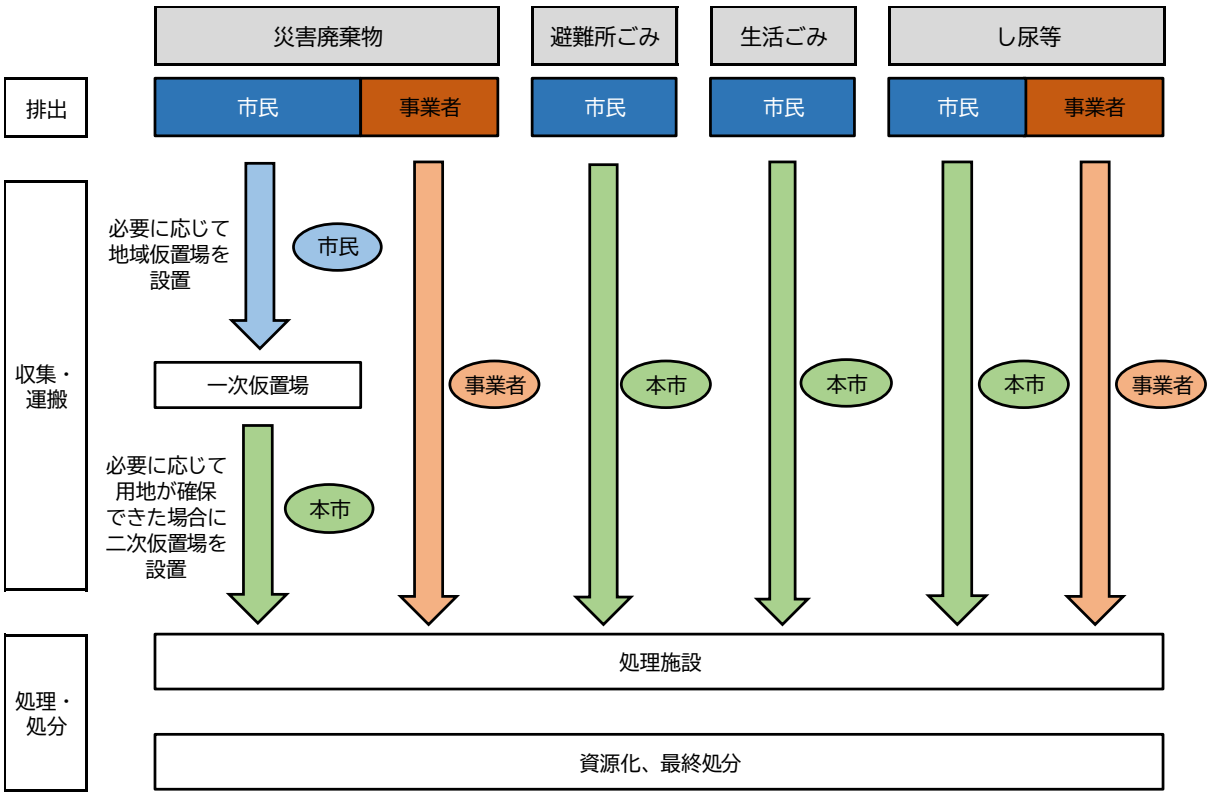


図　1－7　災害廃棄物の処理フロー

１　排出

（１）災害廃棄物

①排出方法

片付けごみは、平時と同様に、「ごみ・資源物の分け方・出し方」に従って分別し、生活ごみとして排出可能なものについては、生活ごみとして排出することを基本とします。なお、住居内に侵入した土石・竹木等の障害物の除去は、原則として住居の所有者・管理者が実施することとします。

損壊家屋等は、原則として所有者が自ら撤去・解体を行います。撤去・解体によって発生した解体廃棄物は、木くず、コンクリートがら、金属くず等に分別し排出することを基本とします。

道路、河川等に生じた障害物については、道路管理者又は河川管理者が除去を行います。除去した障害物のうち一般廃棄物は、市が確保する一次仮置場等で保管し、適正に処理します。また、一般廃棄物以外の障害物については、原則として当該物件の所有者又は管理者が処理します。

②一次仮置場における排出ルール

本市では、災害時に発生するごみの種類やそれぞれの排出方法について、「災害時のごみ分別マニュアル」にまとめ、公表しています。市民は「災害時のごみ分別マニュアル」を参考に、災害廃棄物を適切に排出することとします。

一次仮置場における排出ルールを、表 1-9に示します。

表 1-9　一次仮置場における排出ルール

項目	内容
排出方法	・平時と同様に分別区分を徹底する。 ・仮置場の設置時に受け入れる廃棄物を定め、分別した区分ごとに保管できるスペースを確保する。 ・当該仮置場で受け入れるものとして定めた廃棄物のみを受け入れる。 ・衛生上の支障が小さく、処理の優先度が低い災害廃棄物等は、後日に排出するよう案内を行い、仮置場の受け入れ可能容量をコントロールする。
搬入・搬出管理	・便乗ごみの排出自粛、混合ごみの持ち込み禁止を事前にあるいは仮置場で受け入れの際に注意喚起する。 ・災害廃棄物処理の作業効率の向上、不法投棄、不適正廃棄を防止するために、管理要員を配置し、搬入・搬出の管理を徹底する。 ・仮置場の位置、受け入れ時間、排出方法（分別区分）、場内の利用方法等について周知徹底する。時間外は搬入できないよう措置し、必要に応じて巡回監視を行う。 ・免許証など被災者の身分証やり災証明書等を確認して、搬入者管理を行う等、便乗ごみの搬入を阻止するルールを作る。 ・仮置場の入口に管理要員を配置し、確認・説明を行う。 ・処理コスト算出の根拠とするため、車両台数、概ねの搬入量、搬出量、処理量、資源化量等を記録し実績把握を行う。 ・受付時間は季節に応じて適切な時間を設定する。 ・仮置場での分別指導、動線の確保を行い、仮置場での混雑を緩和する。 ・仮置場の監視を行い、資源の持ち去りを防ぐ。 ・作業員は、ゴーグル、防塵マスク、ヘルメット、安全靴、手袋、長袖を着用する。
受け入れ対象外品目への対処	・当該仮置場の受け入れ対象外品目が持ち込まれた場合には、原則として受け入れを行わず、受け入れを行っている仮置場、処理施設、民間事業者に直接搬入するよう指導する。 ・排出者が適切に廃棄物を受け入れ先に搬出できるようにするため、また不法投棄を防止するために搬入先の案内図、リーフレット等を準備し、排出者へ情報提供を行う。

（2）避難所ごみ

避難所ごみについては、避難所の状況を迅速に把握し、可能な限り早期に収集・運搬・処理体制を整備することを目標とします。避難所で使用した使用済み携帯トイレ等についても、密閉したうえで、避難所ごみとして排出します。

避難所ごみの分別と管理方法を、表 1-１０に示します。

表 1-１０　避難所ごみの分別と管理方法

項目	分別と管理方法の内容
ごみの分別	①避難所での分別は、その後のスムーズな処理へとつながるため、平時と同様の「ごみ・資源物の分け方・出し方」に従って分別を行う。 ②緊急物資や支援物資の配布に伴い段ボール、ビニール袋や容器包装等のプラスチック類、生ごみ等が発生するため、容易に分別ができるよう、ごみの種類ごとの排出容器を設置しラベリング用品(ペン、ガムテープ、紙)等を使って分かりやすく表示する。 ③支援物資の増加に伴い、衣類や日用品の廃棄も増加するため、期間の経過とともにごみの種類に応じて分別できるよう配慮する。 ④可燃ごみに関しては腐敗、悪臭・害虫の発生を防止するため優先的に収集が開始できるよう、早期に収集体制を構築する。不燃ごみ、資源ごみについては、収集が開始されるまで避難所で保管する。 ⑤断水時等、容器包装プラスチック類等の洗浄が困難な場合には、可燃ごみもしくは不燃ごみに分類する。
管理上の留意点	①ごみの集積場所は衛生面に留意し、居住空間から離れた場所に設置する。 ②廃棄物の腐敗に伴うハエなどの害虫の発生や、生活環境の悪化に伴う感染症の発生やまん延が懸念されることから、腐敗性廃棄物（生ごみ）、汚物、感染性廃棄物（注射針、血の付着したガーゼ等）は分別して管理する。 ③消石灰、消毒剤等により害虫発生の防止を図るとともに、害虫等が発生した場合は、殺虫剤等の散布により駆除する。 ④注射針（個人管理のインスリン注射針を含む）や血が付着したガーゼ等感染の恐れがある廃棄物については、専用の蓋付き保管容器を設置する。回収方法、処理方法等については、医療機関と調整を行い、保管、回収、処理の安全を確保する。 ⑤避難者に対してごみの集積場所の利用、管理方法について周知徹底する。

（3）生活ごみ

生活ごみについては、「西東京市ごみの分け方・出し方」に基づき、平時と同様に分別した上で、原則として平時の排出場所に排出することとします。家庭で発生した使用済み携帯トイレ等についても、密閉したうえで、生活ごみとして排出します。

２　収集・運搬

（１）ごみ区分別の収集・運搬方法

①片付けごみの収集・運搬

片付けごみの収集・運搬については、市民が一次仮置場へ搬入することを基本とします。一次仮置場の設置に時間を要する場合には、必要に応じて地域仮置場を設置し、市民が地域仮置場へ搬入することとします。これらの仮置場に直接搬入することが困難な市民等に対しては、収集・運搬体制の構築について、ボランティアの活用も含めて検討します。

また、住居内に侵入した土石・竹木等の障害物は、住居の所有者・管理者が一次仮置場へ搬入することを基本とします。一次仮置場に直接搬入することが困難な住居の所有者・管理者については、近隣住民、土建業者等の協力を得て行うこととします。

②解体廃棄物の収集・運搬

解体廃棄物の収集・運搬については、原則として損壊家屋等の所有者が一次仮置場へ搬入し、公費解体の対象となる場合は、市が収集・運搬を行うことを基本とします。

解体廃棄物は片付けごみと比較して発生量が多く、処理困難物を含む場合があることから、解体・撤去の進捗状況、仮置場の受け入れ状況、処理施設への搬出状況を踏まえ、計画的に収集・運搬を行うこととします。

③避難所ごみの収集・運搬

避難所ごみの収集・運搬については、生活ごみの収集・運搬と同様の体制で実施します。

収集・運搬経路については、平時の収集・運搬ルートを基本に、経路の障害や道路啓開の状況に応じて変更します。

④生活ごみの収集・運搬

生活ごみの収集・運搬については、災害発生時においても現行体制に基づき、委託業者により収集・運搬を行うものとします。

生活ごみの収集・運搬体制を、表 1－１１に示します。

表 1－１１　生活ごみの収集・運搬体制

項目	内容
収集・運搬方法	・緊急を要する地域から速やかに収集・運搬を開始することとし、収集する際には、委託業者と収集分担区域、収集・運搬ルート等について協議を図る。
収集場所	・平時の収集場所を基本とするが、被災地の状況に応じて臨時集積所を設置する。
受援体制	・委託業者だけでは収集・運搬が困難な場合には、都や関係団体に協力を求め、業務が滞らないよう体制を構築する。 ・災害発生時においては現行の収集・運搬車両台数では不足が生じることが見込まれるため、処理の優先順位を定めて効率的な収集・運搬、処理を実施する。 ・協定を締結している自治体や都に支援を求めるとともに、自治体の収集・運搬事業の支援を行っている民間事業者や民間団体の協力を得ることにより滞りなく収集・運搬を行う。

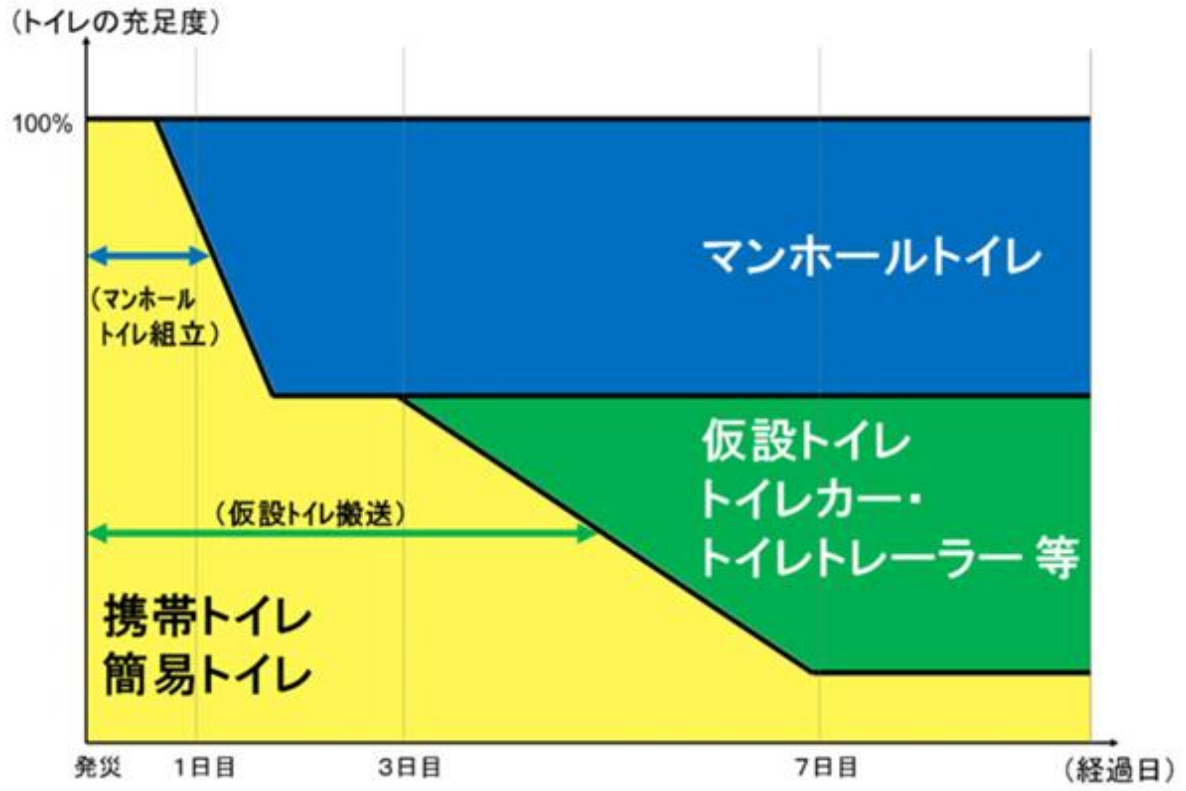
⑤し尿等の収集・運搬

災害時に、避難所等から発生したし尿、浄化槽汚泥等の収集・運搬は、平時と同様に、委託及び許可業者により行うことを基本とします。

発災後３日目までは、道路の被災等により、バキューム車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されます。

道路啓開が進み、バキューム車によるし尿の収集･運搬が可能となってからは、被災者や避難者の生活に支障が生じることのないよう、仮設トイレ等の設置場所及び設置基数等に応じて、バキューム車で速やかに収集を行います。

また、し尿・浄化槽汚泥等の収集頻度は３日に１回程度を目安とし、状況に応じ適宜見直しを行います。非水洗化世帯については、原則として平時の収集頻度を継続するものとしますが、収集能力が不足する場合には、衛生状態が著しく低下しない範囲で変更を検討します。



（出典）マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン -2025 年版-

図 １-８　仮設トイレ等によるトイレの充足度のイメージ図

災害時においては、収集・運搬能力が不足することが想定されるため、都や協定締結自治体、協定締結民間事業者等に協力を求め、し尿等の収集・運搬体制を確保します。また、仮設トイレ等からのし尿収集にはバキューム車が不可欠であることから、平時から民間事業者によるバキューム車の保有及び維持に関する方策について検討し、収集体制の維持・確保に努めます。

収集・運搬に際しては、緊急輸送道路を通行する場合が想定されるため、緊急通行車両として必要な手続きを事前及び発災時に速やかに行うものとします。

⑥使用済み携帯トイレ等の収集・運搬

本市では、発災当初は携帯トイレ・簡易トイレの利用を想定し、携帯トイレ・簡易トイレの備蓄を進めているほか、市民に対しても自助・共助として携帯トイレの備蓄を推奨しています。

発災初動期においては既存のトイレに取り付けて使用するため利便性が高く、入手しやすい携帯トイレの使用に伴う排出が想定されます。携帯トイレについては、避難所ごみや生活ごみの可燃ごみと同様に排出していただき、収集はパッカー車を基本とし、状況に応じて平ボディ車、ダンプ車などにより収集します。収集されるまでの期間における家庭や避難所での保管については、衛生管理に留意が必要です。また、使用済み携帯トイレ等の収集・運搬の際、公道へ汚物が流れ出してしまうおそれがあるため、衛生管理対策や過積載に留意が必要になります。

（２）排出先別の収集・運搬方法

①地域仮置場までの収集・運搬

地域仮置場は、一次仮置場の設置に時間を要する際に、地域住民が排出しやすい場所に設けるため、地域仮置場までの収集･運搬は、市民が行うこととします。

排出者自らが行うことが困難な場合には、市民が直接地域住民やボランティア等に収集・運搬の協力を依頼します。

②一次仮置場までの収集・運搬

一次仮置場までの収集・運搬は、市民等が行うこととします。

排出者自らが行うことが困難な場合には、収集･運搬の主体となる本市と協議、調整の上で定めた収集・運搬方法に準じるものとします。

なお、地域仮置場に排出された廃棄物については、一次仮置場まで、市が収集・運搬を行います。

③二次仮置場、処理施設までの収集・運搬

二次仮置場、処理施設までの収集・運搬は、市が行うことを原則とします。

市が行うことが困難な場合には、協定を締結している民間事業者や、自治体、都と協議、調整の上で定めた収集・運搬方法に準じるものとします。

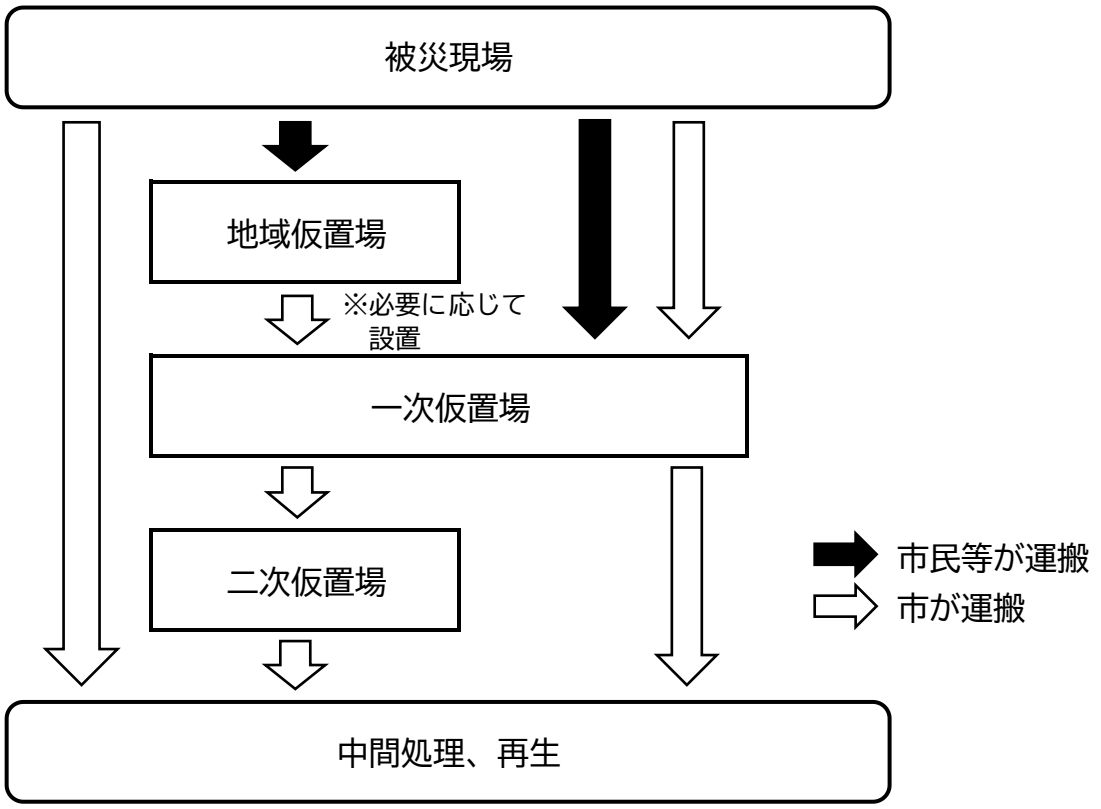


図 １-９　各仮置場の収集・運搬の関係図

３　処理・処分

本市は、自区域内で発生した災害廃棄物等の処理を主体的に担う役割があります。そのため、自区域内で発生した廃棄物について、平時より廃棄物の処理を行う処理施設や民間施設を活用しても処理しきれない場合は、地域が一体となって災害廃棄物処理を実施することを検討します。

（１）施設概要

本市における焼却処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設、リサイクルセンター及びし尿処理施設の概要を表 １-１２から表 １-１５に示します。

表 １-１２　焼却処理施設の概要

区　分	内　　容
施設名称	柳泉園クリーンポート
所在地	東久留米市下里 ４-３-10
建設年月	着工：平成９年７月 竣工：平成13年12月（平成12年11月より稼動）
炉型式	全連続燃焼式
焼却方式	ストーカ方式
処理能力(基数)	315t/日（105t/日×３基）
総事業費	14,400,183 千円
余熱利用施設	室内プール、浴場施設
建築面積	工場棟：約 6,496 ㎡　管理棟：約 978 ㎡
延床面積	工場棟：約 20,698 ㎡　管理棟：約 2,939 ㎡
煙突高さ	100m
発電設備	蒸気タービン方式（最大 6,000kW）
公害防止対策設備	乾式消石灰･活性炭噴霧＋バグフィルタ＋脱硝反応塔

表 1-１３　不燃・粗大ごみ処理施設の概要

区　分	内　　容
施設名称	不燃・粗大ごみ処理施設
所在地	東久留米市下里 ４-３-10
建設年月	着工：昭和48年11月　竣工：昭和50年３月 改造(破砕装置)：昭和58年12月～昭和59年３月 改造(クレーン及びピット)：昭和60年９月～昭和61年２月
破砕型式	竪型リンググラインダ式破砕機
処理能力	50t/５h
処理対象	不燃ごみ、粗大ごみ
選別種類	破砕鉄分、可燃物、不燃物、フィルム状プラスチック
処理設備	破砕機、サイクロン(選別機)、磁選機、トロンメル選別機
総事業費	150,000 千円
改造費（破砕装置）	149,900 千円
改造費（ｸﾚｰﾝ及びﾋﾟｯﾄ）	123,000 千円
建築面積	約 387 ㎡
延床面積	約 586 ㎡

表 1-１４　リサイクルセンターの概要

区　分	内　　容
施設名称	リサイクルセンター
所在地	東久留米市下里 ４-３-10
建設年月	着工：平成４年12月　竣工：平成５年10月
処理能力	53.5t/５h (缶類：10t/５h,びん類：15t/５h,ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ：28.5t/５h) ※ペットボトルは古紙・古布類：40t/５hの設備を使用
処理対象	缶、びん、ペットボトル（竣工後に追加）
処理設備	磁選機、アルミ選別機、鉄プレス機、アルミプレス機、 圧縮梱包機、カレット選別装備(ターンテーブル)
総事業費	1,215,091 千円
建築面積	約 1,560 ㎡
延床面積	約 2,690 ㎡

表 1-１５　し尿処理施設の概要

区　分	内　　容
施設名称	し尿処理施設
所在地	東久留米市下里 4-3-10
建設年月	着工：平成７年６月 竣工：平成８年３月
種類	前処理脱水方式
処理能力	35kℓ/日
処理対象	し尿及び浄化槽汚泥
主要設備	前処理設備：破砕機、ドラムスクリーン、スクリュープレス 脱水設備　：脱水機 脱臭設備　：洗浄塔、ミストセパレータ、活性炭吸着塔
総事業費	576,800 千円

（２）処理方法・処理体制

①　災害廃棄物の種類別の処理の流れ

災害廃棄物の種類別の処理の流れ（例）を図　１-１０に示します。

災害発生時においても資源の有効活用の観点から、災害廃棄物の再生利用を極力実施します。

そのため、一次仮置場における分別排出の徹底、種類ごとの保管を行うとともに、二次仮置場においては破砕・選別処理を行うなど資源物の回収を推進します。

災害時の避難所ごみ、生活ごみ、し尿等及び事業系ごみは、可能な限り平時と同様に分別収集及び処理を行うものとします。

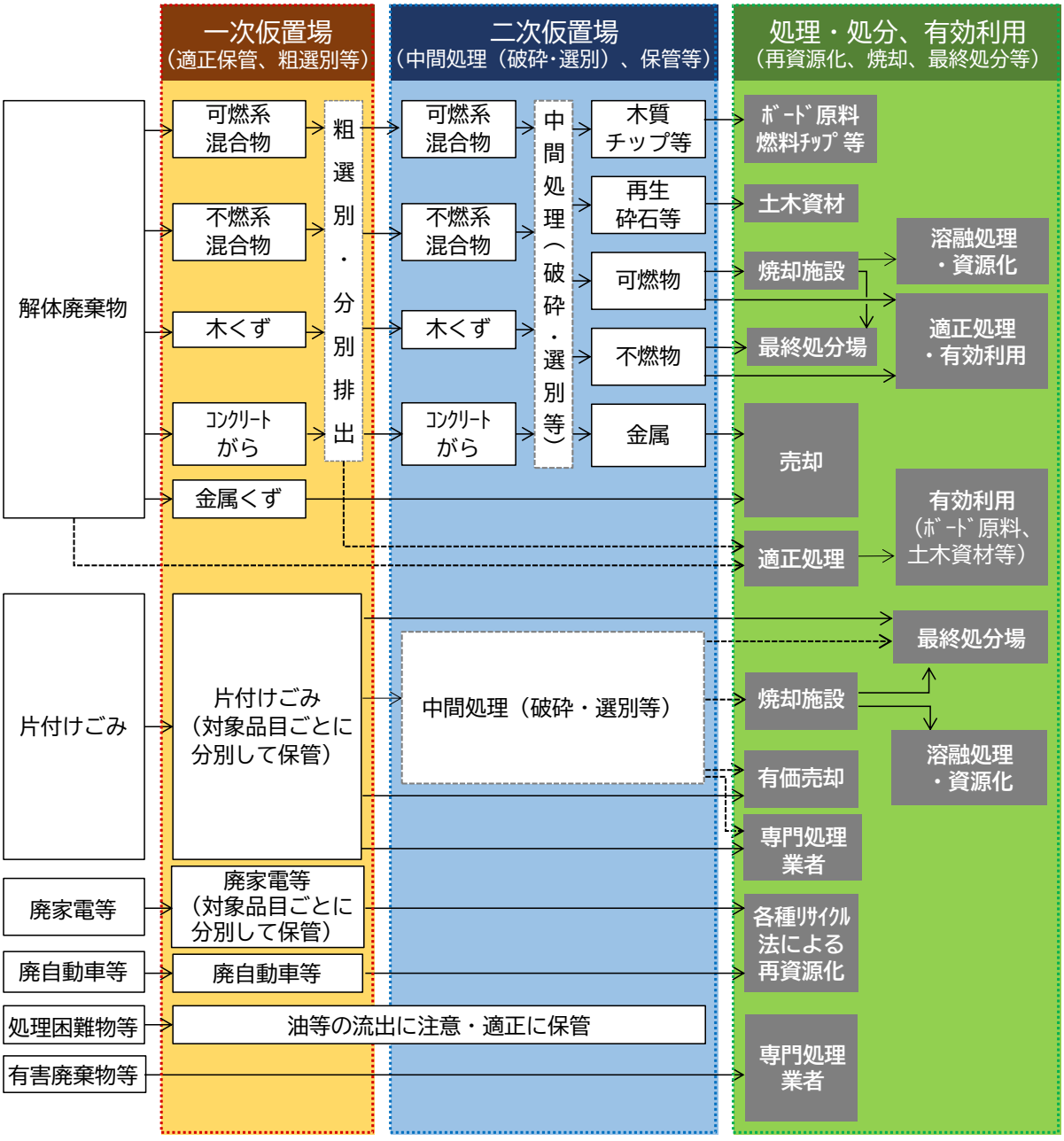


図　１-１０　災害廃棄物の種類別の処理の流れ（例）

② 災害廃棄物、避難所ごみ及び生活ごみの処理方法・処理体制

災害時における災害廃棄物等の種類別処理方法を、表 １-１６に示します。

災害時においても、平時と同様の処理を行うことを基本とします。

発災後は、各施設の被災状況、安全性及び稼働状況を確認し、受け入れ可能な廃棄物の種類・性状、搬入方法等を、柳泉園組合及び組合構成市で調整します。

可燃物は柳泉園クリーンポート（焼却処理施設）で焼却し、不燃物・粗大ごみは不燃・粗大ごみ処理施設で破砕・選別します。木くず、コンクリートがら、金属等は、資源再生事業者等を活用して再資源化します。家電、有害廃棄物等は、専門処理業者等により適正に処理します。

柳泉園組合の処理施設が被災等により使用できない場合または災害廃棄物等を受け入れることが困難な場合は、協定締結自治体、民間処理業者、都等と調整し、代替処理、広域処理、二次仮置場又は仮設処理施設の設置を検討します。

表 1-１６　災害廃棄物等の種類別処理方法

災害廃棄物の分別区分	処理方法	処理施設、搬出先等
避難所ごみ（避難所で排出されるごみ）	・平時の生活ごみと同様に処理 ・可燃物は焼却処理（サーマルリサイクル） ・焼却残さ（焼却灰・ばいじん）は極力資源化 ・不燃物は破砕、選別処理等を行い、可燃残さは焼却処理（サーマルリサイクル）、資源物は種類ごとの資源化ルートで資源化、不燃残さは溶融処理（サーマルリサイクル）	・柳泉園組合の処理施設での処理を基本とする ・災害の規模により、協定締結自治体、民間処理業者、都内外の自治体等の協力を得て、広域的に処理
片付けごみ（自宅内にある被災したものを片付ける際に排出されるごみ）	・避難所ごみと同様に処理	・避難所ごみと同様に処理
可燃系混合物	・一次仮置場、二次仮置場で選別し、 生活ごみと同様の性状の廃棄物は、避難所ごみと同様に処理 ・柳泉園組合の処理施設で処理できない性状の廃棄物は、種類ごとに民間事業者に委託して処理、資源化	・避難所ごみと同様に処理 ・組合あるいは支援を依頼する自治体などの処理施設で処理が困難な場合には、民間処理業者の処理施設で処理
不燃系混合物	・可燃系混合物と同様に処理	・可燃系混合物と同様に処理
木くず	・破砕処理し、チップ化して資源化（原材料化、燃料化）	・民間処理業者の処理施設で処理
畳／布団	・可燃系混合物と同様に処理	・可燃系混合物と同様に処理
コンクリートがら	・破砕、選別処理を行い資源化（路盤材、埋戻材等）	・民間処理業者の処理施設で処理
金属くず	・選別処理し、資源化	・民間処理業者の処理施設で処理
廃家電（※１）	・廃家電の種類ごとに保管し、家電リサイクル法の資源化ルートを利用して資源化	・指定引取所、製造業者の再生工場等で処理
小型家電（※２）	・小型家電リサイクル法の資源化ルートを利用して資源化	・認定事業者、製造業者の再生工場等で処理
腐敗性廃棄物	・焼却処理（サーマルリサイクル）を行い、焼却残さ（焼却灰・ばいじん）は極力資源化	・避難所ごみと同様に処理
有害廃棄物/危険物/適正処理困難物	・種類ごとに、専門の民間処理業者に委託して処理、資源化	・専門の民間処理業者の処理施設で処理
混合廃棄物、土砂混じりがれき等（容易に分別できない、種類が特定しにくい廃棄物等）	・可燃系混合物と同様に処理	・可燃系混合物と同様に処理

※１　家電リサイクル法対象品目：エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機
※２　小型家電リサイクル法対象品目：携帯電話、パソコン、デジタルカメラ、電子レンジ、掃除機、炊飯器等

③　し尿等の処理方法・処理体制

災害時においても、平時と同様にし尿等の処理を行うことを基本とします。

災害時に発生したし尿等は、平時のし尿汲み取り便槽及び単独処理浄化槽等から発生するものと同様に、柳泉園組合し尿処理施設に搬入し、施設内で処理した後、下水道に放流します。処理工程で発生するし渣及び脱水汚泥は、可能な限り柳泉園クリーンポート（焼却処理施設）で焼却処理した後、エコセメントの原料として再利用します。

なお、仮設トイレやマンホールトイレ（貯留型、下水道直結型等）も同様に、柳泉園組合し尿処理施設及び下水道で処理を行います。

使用済み携帯トイレ等は、可燃ごみとして収集し、焼却処理（サーマルリサイクル）を行います。

４　災害規模別の処理の流れ

（１）災害の規模と処理の概要

災害時においては、災害の規模（小規模災害、中規模災害、大規模災害）により、発生する災害廃棄物等の量が異なり、それに伴い、処理の流れも異なります。

災害の規模と処理の概要を、表　１－１７に示します。

表　１－１７　災害の規模と処理の概要

区分	内容
小規模災害	災害廃棄物等の発生量が少量であり、柳泉園組合の処理施設等で処理が可能な場合を想定。
中規模災害	災害廃棄物等の発生量が多量であり、柳泉園組合の処理施設等だけでは処理が不可能で、都や区市町村の支援等を受け、処理を行う場合を想定。
大規模災害	災害廃棄物等の発生量が膨大であり、都道府県の枠を超えた広域的な処理を必要とする場合を想定。

（２）災害の規模別の処理の流れ

①　小規模災害時

小規模災害時の処理の流れ（例）を、図　１－１１に示します。

市民は、災害廃棄物等の適正分別及び適正排出を徹底するものとします。

事業者は、災害廃棄物等の適正分別及び適正排出を徹底するとともに、資源再生事業者等は災害廃棄物の処理に協力するものとします。

本市は、災害廃棄物等を柳泉園組合の処理施設へ搬入し、各処理施設で適切に処理することを基本とします。

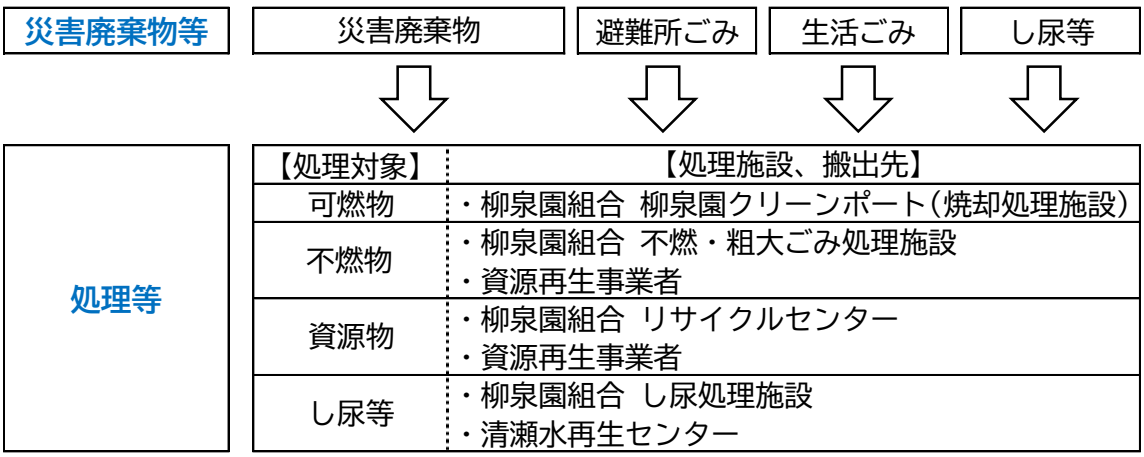


図　１－１１　小規模災害時の処理の流れ（例）

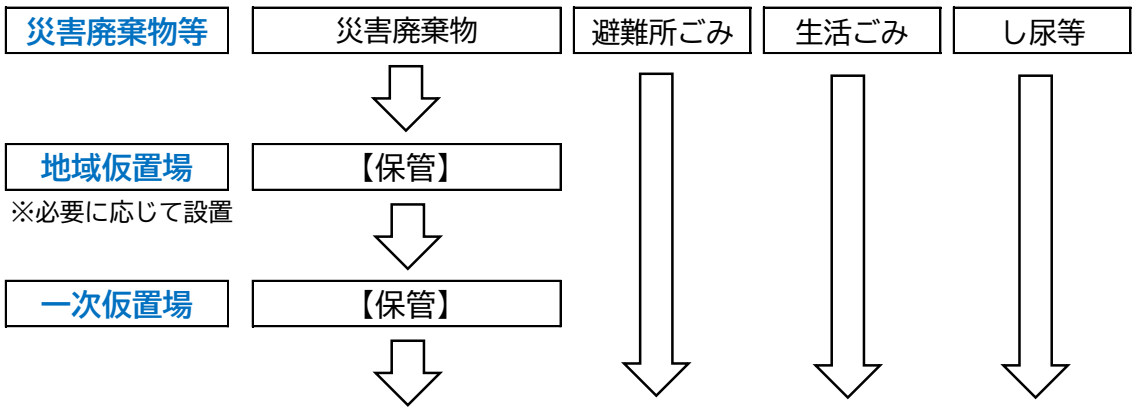
② 中規模災害時

中規模災害時の処理の流れ（例）を、図 1-12に示します。

市民は、災害廃棄物等の適正分別及び適正排出を徹底し、平時の排出場所、地域仮置場あるいは一次仮置場に搬入するものとします。

事業者は、災害廃棄物等の適正分別及び適正排出を徹底するとともに、資源再生事業者等は災害廃棄物等の処理に協力するものとします。

本市は、地域仮置場あるいは一次仮置場に搬入された災害廃棄物等を、柳泉園組合の処理施設へ搬入し、各処理施設で適切に処理することを基本とします。また、状況に応じ、協定を締結している自治体、区市町村等に、災害廃棄物等の収集・運搬や処理・処分を要請します。



【処理対象】	【処理施設、搬出先】
可燃物	・柳泉園組合 柳泉園クリーンポート（焼却処理施設）
不燃物	・柳泉園組合 不燃・粗大ごみ処理施設 ・資源再生事業者
資源物	・柳泉園組合 リサイクルセンター ・資源再生事業者
し尿等	・柳泉園組合 し尿処理施設 ・清瀬水再生センター
・協定を締結している自治体、民間事業者の処理施設（※1） ・区市町村の処理施設（※1） ・都流域下水道（※2）	

（※1）区市町村等との調整を要する施設。
（※2）都との調整を要する施設。

図 1-12　中規模災害時の処理の流れ（例）

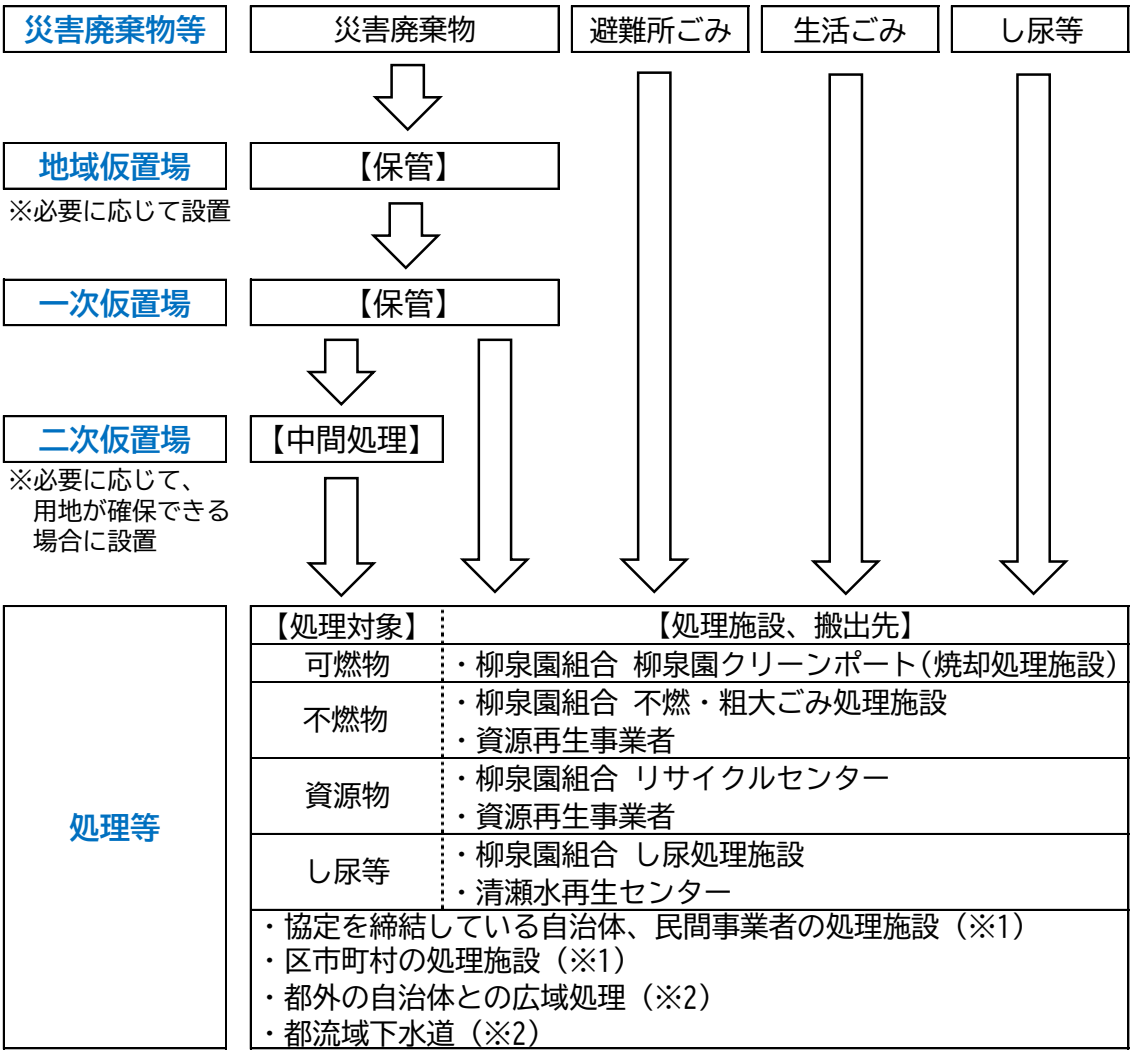
③　大規模災害時

大規模災害時の処理の流れ（例）を、図　1－１３に示します。

市民は、災害廃棄物等の適正分別及び適正排出を徹底し、平時の排出場所、地域仮置場あるいは一次仮置場に搬入するものとします。

事業者は、災害廃棄物等の適正分別及び適正排出を徹底するとともに、資源再生事業者等は災害廃棄物等の処理に協力するものとします。

本市は、地域仮置場あるいは一次仮置場に搬入された災害廃棄物を、柳泉園組合の処理施設へ搬入し、各処理施設で適切に処理することを基本とします。また、状況に応じ、協定を締結している自治体、区市町村等に、災害廃棄物の収集・運搬や処理・処分を要請します。なお、都内での処理のみでは早期の復旧・復興が困難と判断される場合は、二次仮置場の確保、仮設処理施設の設置、都外の自治体との広域処理等について、都と調整し方針を定めます。



（※1）区市町村等との調整を要する施設。

（※2）都との調整を要する施設。

図　1－１３　大規模災害時の処理の流れ（例）

５　災害廃棄物の処理スケジュールと優先順位

（1）処理スケジュール

発災後の災害廃棄物等の処理のスケジュールについて、時期区分と各時期区分での実施内容を表　1－１８、災害廃棄物の概略処理スケジュールを図　1－１４に示します。

なお、地震等の突発的な災害は事前に予見することが難しい一方、台風や豪雨といった風水害は進路予報等により、ある程度事前に予見することができます。そのため、予見可能な災害が想定される場合には、発災前から仮置場候補地、資機材、人員及び広報の準備を進め、安全を確認した上で、発災後速やかに片付けごみの受入れを開始できるよう備えます。

表　1－１８　時期区分と特徴

時期区分	実施内容	終期目安
平時	・災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理に向けた事前準備 等	－
初動期	・災害廃棄物処理の体制整備、被害状況の確認、発生量の推計、一次仮置場の開設及び実行計画の策定 ・避難所ごみの処理の実施	１か月～ ３か月程度
応急対策期	・一次仮置場を運営し、災害廃棄物の本格的な処理の実施 ・災害廃棄物処理実行計画や契約事務、災害廃棄物の補助金の査定	６か月～ １年程度
復旧・復興期	・一次仮置場を解消し、必要に応じて二次仮置場を開設した上で、解体廃棄物の本格的な処理の実施	～処理完了

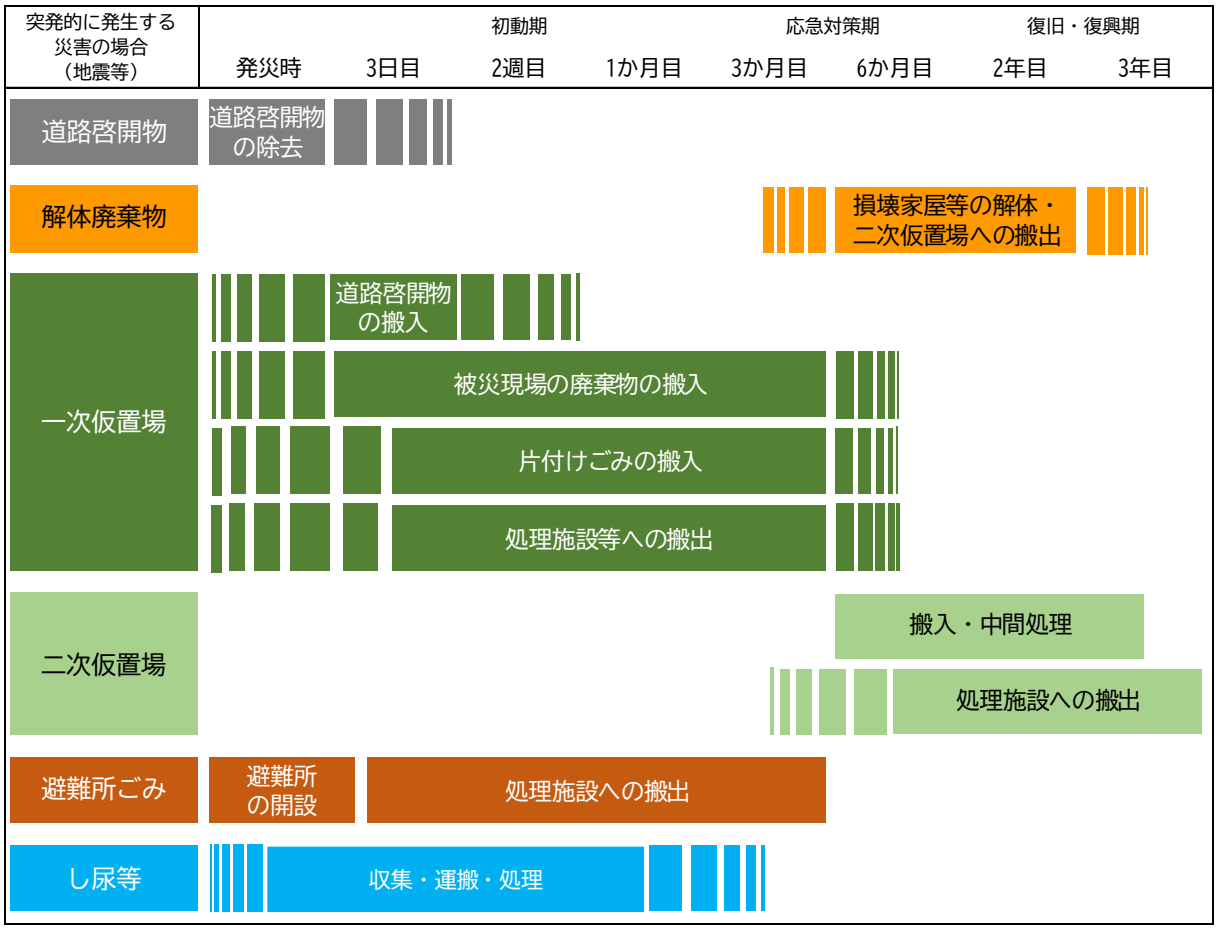


図　1-１４　災害廃棄物等の概略処理スケジュール

（２）処理の優先順位

本市は、災害発生からおよそ１か月以内に、災害廃棄物等の種類ごとの必要処理量と処理可能量を考慮し、災害廃棄物処理実行計画の策定に当たっての基本的な考え方となる処理方針を決定する必要があります。

処理方針においては、処理の優先順位や処理期限、再資源化の方法等を整理します。

災害廃棄物等の処理の優先順位を、表 １-１９に示します。

表 １-１９　災害廃棄物等の処理の優先順位

優先順位	段階	ごみの種類	留意事項
高	公衆衛生の確保	し尿等	・健康や避難所運営に影響を与える可能性があるため、最優先で、バキューム車により収集運搬する。
		感染性廃棄物（医療行為に伴い発生する廃棄物、注射針、血の付着したガーゼ等）	・感染リスクがあるため、専用容器に入れて、その他の廃棄物とは分けて保管する。 ・関係機関との調整の上、関係機関により回収・処理を行う。
	衛生上の配慮	腐敗性廃棄物（生ごみ、食品廃棄物、浸水食品、動物死骸等）	・害虫や悪臭が発生する可能性があるため、極力密閉できる容器に入れて、その他の廃棄物とは分けて排出・保管する。 ・長期保管を避ける。特に夏季は迅速な対応を行う。
		使用済み携帯トイレ・簡易トイレ	・悪臭が発生する可能性があるため、極力密閉できる容器に入れて、その他の廃棄物とは分けて排出・保管する。 ・避難所等で大量に発生する場合は、長期保管を避け、優先的に焼却処理を行う。
	仮置場の適正管理	畳・布団・浸水家財	・カビ、腐敗、悪臭が発生したり、発火する可能性があるため、日影での保管やシート養生等により高温や水濡れを避け、高積みや地面への直置きを避けて通気性を確保する。 ・選別した上で焼却処理や資源化等を行う。
		可燃ごみ（木くず、紙くず、プラスチック類等）	・発火する可能性があるため、高積みや高温に注意して保管し、焼却処理を行う。 ・仮置場の容量を確保するため、計画的に回収・処理を行う。
低	資源循環	不燃ごみ、資源物、解体廃棄物等	・分別保管を行い、再資源化を優先する。 ・衛生上の問題が小さいため、収集運搬・処理体制の安定後に回収・処理を行う。

※危険物・有害廃棄物（廃油、薬品、ガスボンベ、バッテリー等）については、他の廃棄物と分別保管し、専門事業者等により適正処理を行う。

※アスベスト含有廃棄物については、飛散防止措置を講じた上で保管し、専門事業者等により適正処理を行う。

６　その他の留意事項

（１）有害廃棄物及び処理困難物の処理

①　有害廃棄物対策

有害廃棄物のうち産業廃棄物に該当するものは、排出事業者の責任において処理することを原則とします。なお、漏出による環境や健康への悪影響、災害廃棄物処理への支障を防ぐため、収集・運搬及び処分は専門の民間処理業者へ委託することを基本とします。

そのため、平時より、有害物質取扱事業所を所管する関係機関と連携し、厳正な保管及び災害時における対策を講じることが出来るよう、協力を要請します。また、有害物質の保管場所等について PRTR（化学物質排出移動量届出制度）等の情報の収集・把握に努めます。

有害廃棄物のうち産業廃棄物に該当しないものは、本市の責任において処理することを原則とし、専門処理業者に処理を委託します。

②　石綿対策

災害時における石綿の飛散・暴露対策を強化するため、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省）の内容等を踏まえ、石綿含有建材の解体・撤去・保管・運搬・処分方法を整理し、平時から職員や民間事業者に周知します。また、迅速な対応を可能にするため、関係部局と連携して石綿含有建材の使用状況の情報収集に努めます。

③　太陽光パネル対策

固定価格買取制度（FIT 制度）施行後、太陽光発電システムの普及に伴い、地震や豪雨等により破損し、廃棄物として排出される事例が増加しています。

太陽光パネルが破損したまま放置された場合、感電等の二次災害を招く恐れがあります。そのため、平時より、所有者及び設置者に対して、適正処理と二次災害防止を周知・啓発します。

また、「太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律」の制定を踏まえ、災害により発生した太陽光パネルについても、関係法令に基づき、再資源化及び適正処理を推進します。

有害廃棄物及び処理困難物の種類別の処理方法を、表 １-２０に示します。

表 1-２０　有害廃棄物及び処理困難物の種類別の処理方法

種類	収集・回収・運搬	保管	処理・処分
石膏ボード、 スレート板等の建材	建物の解体・撤去時に、石綿含有の有無で分別し、収集する。	石綿含有物は、仮置場以外の保管場所にて保管することが望ましいが、困難な場合は、仮置場で分別して保管する。 石綿含有物以外は、仮置場内で分別して保管する。	産業廃棄物処理業者等に石綿含有物は適正な処理を委託し、それ以外は資源化処理を委託する。
石綿含有廃棄物	建物の解体・撤去時に、廃石綿等、石綿含有廃棄物に分別し、飛散防止のため、フレコンバッグや荷台にシートをかぶせる等して運搬する。	原則、仮置場には搬入せず、直接廃石綿等の処分に係る許可のある中間処理施設か最終処分場に搬入する。 仮置場で保管する場合は、適切に梱包、ラベリングし保管する。	産業廃棄物（飛散性のものは、特別管理産業廃棄物）処理業者に適正な処理を委託する。
PCB廃棄物	保管者が適正な許可を受けた収集運搬業者に収集を委託する。	指定業者にて保管する。	保管者が濃度区分に応じて中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）、または無害化認定施設等に処理を委託する。
感染性廃棄物	指定医療機関にて回収する。	専用の蓋付き容器等で分別保管する。	産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業者に焼却・溶融、埋立等の処理を委託する。
有機溶媒 （シンナー、塗料、トリクロロエチレン等）	販売店、メーカー、産業廃棄物処理業者により回収する。	左記回収先にて対応する。	販売店、メーカー、産業廃棄物処理業者に焼却等の処理を委託する。
農薬類	販売店、メーカー、産業廃棄物処理業者により回収する。	左記回収先にて対応する。	販売店、メーカー、産業廃棄物処理業者に中和・焼却等の処理を委託する。
高圧ガスボンベ	販売店に返却依頼する。	販売店にて保管する。	販売店から通常の処理ルートにより再利用又は資源化処理する。
スプレー缶、 カセット式ガスボンベ	ガス抜きをして、平時と同様に収集する。	仮置場内で分別保管する。	平時の処理ルートにて、処理・処分する。
消火器	販売店、メーカー、産業廃棄物処理業者により回収する。	仮置場内で分別保管する。	日本消火器工業会のリサイクルシステムルートに処理を委託する。
ペンキ	販売店、メーカー、産業廃棄物処理業者により回収する。	仮置場内で分別保管する。	販売店、メーカー、産業廃棄物処理業者に焼却等の処理を委託する。
廃乾電池類	電気店、リサイクル協力店等での拠点回収、平時の収集ルートにより収集する。	仮置場内で分別保管する。	平時の処理ルートによる破砕、選別、再資源化処理する。
廃蛍光灯 （水銀含有製品）	破損しているものは梱包・ラベリングし回収する。	破損しないようドラム缶等で分別保管する。	平時の処理ルートにてその他ごみとして最終処分する。
鉱物油（ガソリン、灯油、軽油、重油等）、化学合成油（潤滑油等）	購入店やガソリンスタンド、産業廃棄物処理業者で回収する。	引取り先にて保管する。	購入店やガソリンスタンド、産業廃棄物処理業者に焼却や資源化処理を委託する。
CCA（クロム･銅･ヒ素化合物系木材防腐剤）処理木材	建物の解体・撤去時に、CCA処理の有無で分別し、収集する。	CCA処理の有無で分別保管する。	産業廃棄物処理業者に焼却や埋立処分を委託する。
太陽光パネル、太陽光発電設備等	解体・撤去業者に処理・処分を委託する。	解体・撤去業者にて一時保管、あるいは引取り先にて保管する。	産業廃棄物処理業者に処分、あるいは引取り先にてリユースする。

（2）思い出の品等の取扱い

所有者等の個人にとって価値があると認められるもの（思い出の品）については、本市で保管することとし、可能な限り所有者に引渡すこととします。

思い出の品等の取扱いの流れを、図 1-１５に示します。

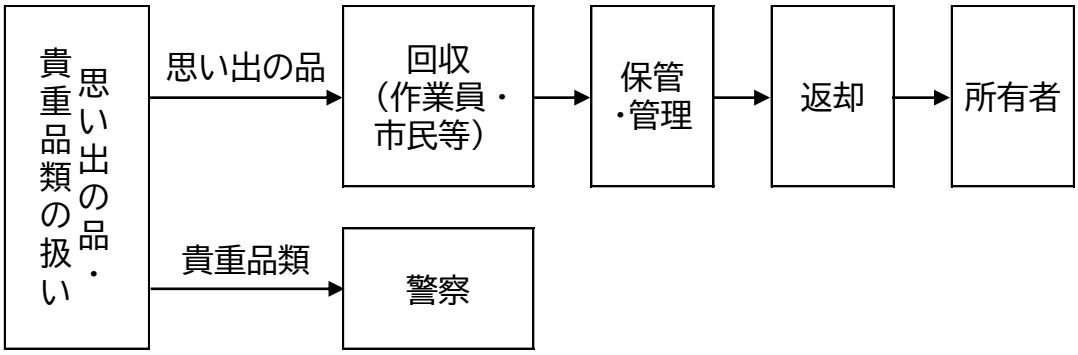


図 1-１５　思い出の品等の取扱いの流れ

（３）損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）

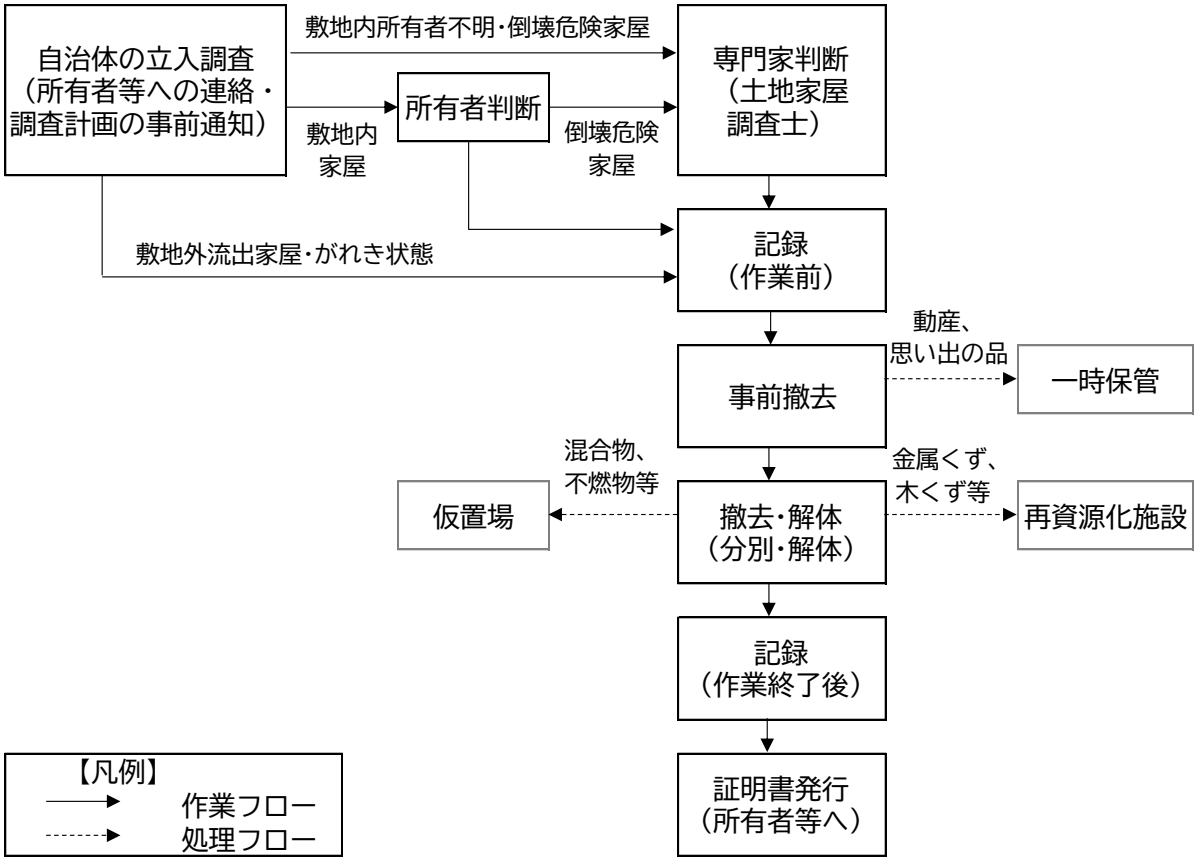
災害時の損壊家屋等の解体・撤去は、所有者が実施します。

建物の解体・撤去の開始は発災３か月後、終了は３年以内を目標とします。

解体撤去を災害廃棄物処理の一環として本市が行う場合（国の補助金対象事業等）には、建設・解体業者に協力を求め円滑に処理を推進します。

東日本大震災の際に示された、「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」（平成 23 年３月 25 日、被災者生活支援特別対策本部長及び環境大臣通知）に基づき、損壊家屋等の解体・除去を行うこととします。

災害時の損壊家屋等の解体・撤去の手順を、図　1－１６に示します。



※出典：災害廃棄物対策指針 技術資料【技19-1】（環境省、令和2年3月31日改定）

図　1－１６　災害時の損壊家屋等の解体・撤去の手順

（4）風水害における被害への対応

近年、気候変動等の影響により、集中豪雨や大型台風などの風水害が全国各地で頻発化・激甚化しており、浸水被害や土砂災害を伴う大規模な災害が多発しています。

風水害によって発生する災害廃棄物は、水分を多く含んでいるため、腐敗しやすく、時間の経過により性状が変化する場合があります。風水害発生時に排出される災害廃棄物の処理には、地震発生時とは異なる特性や課題が存在するため、風水害における懸念事項と対応策を、表 １-２１に示します。

表 １-２１　風水害における懸念事項と対応策

	懸念事項	対応策
排出	・水分を多く含むことによる腐敗、悪臭及び汚水の発生 ・浸水による片付けごみの多量排出 ・土砂混じりの混合廃棄物の多量排出 ・薬品類や危険物の流出	・水分を多く含む廃棄物等の仮置場への早期排出の推進及び片付けごみの分別・排出ルールの周知 ・水分を多く含む廃棄物等の優先的回収 ・土砂混じりの混合廃棄物の排出段階での分別排出の周知及び分別困難な場合における仮置場での機械選別等の実施 ・薬品類や危険物の保管場所の把握
収集・運搬	・浸水被害が少ない仮置場の確保 ・早期排出による集積所等のひっ迫 ・水分を含んだ畳等の発酵による発熱・発火 ・水分を多く含むことによる廃棄物の重量の増加に伴う人員や資機材の不足 ・くみ取り便所の便槽や浄化槽の水没	・浸水想定区域外等の水源から離れた場所への仮置場の確保 ・気象情報に配慮した車両の避難や運行可能ルートの事前検討 ・畳等の早期の資源化及び処理や保管スペース確保や早期乾燥を図るための切断等の対応 ・水没した浄化槽等の早期のくみ取り、清掃及び周辺の消毒
処理・処分	・焼却施設における発熱量の低下	・災害廃棄物の処理に係る優先順位や処理スケジュールの事前検討 ・トロンメル等による焼却処理前の土砂分離

第２章　災害廃棄物等発生量の検討

発生量推計は、仮置場の必要面積の算出や収集・運搬における必要車両数の算定、応援要請の検討等の処理方針の決定に必要となります。発生量推計の根拠は、災害等廃棄物処理事業費補助金の査定や、必要な組織体制の検討においても重要な指標となるため、随時見直しを図る必要があります。

本計画においては、発災前の段階における検討として、災害廃棄物等の規模を把握するため、対象とする災害ごとの発生量推計を行います。

表 2-1　災害廃棄物等発生量の推計時期と主な推計の目的

時期区分	推計の目的
平時 （発災前）	災害廃棄物処理計画における 災害廃棄物等の規模の設定
初動期（前期） （発災後１週間以内）	被災の規模感の把握
初動期（後期） （発災後１か月程度）	災害廃棄物処理実行計画の策定における 処理フロー構築
応急対策期 （発災後６か月～１年程度）	災害廃棄物処理実行計画の改定における 発生量の確定

第１節　災害廃棄物

１　発生量の推計

（１）地震

本市の地震による被害は、被害想定報告書より、多摩東部直下地震（冬、夕方、風速８m/s）が発生した場合の災害廃棄物発生量、最大約33万トンを想定します。

地震による災害廃棄物の種類別発生量の推計方法を表 ２－２、推計結果を表２－３に示します。

表 ２－２　地震による災害廃棄物の種類別発生量の推計方法

災害廃棄物の種類別の発生量（t） ＝災害廃棄物の発生量の合計（t）×組成割合（%）

（出典）災害廃棄物対策指針 技術資料【技 14-2】（令和５年４月 28 日改定）

表 ２－３　地震による災害廃棄物の種類別発生量の推計結果

		柱角材	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属くず	その他	合計
発生割合	木造家屋	18%	1%	26%	51%	1%	3%	-
	非木造家屋	0%	2%	0%	93%	3%	2%	-
災害廃棄物発生量（万 t）		4.27	0.43	6.17	20.70	0.52	0.91	33.00

※災害廃棄物対策指針 技術資料【技 14-2】（令和５年４月 28 日改定）及び「令和７年度 固定資産の価格等の概要調書」（総務省）より、解体廃棄物のうち、木造家屋が約 72%、非木造家屋が約 28%と設定。

※組成割合は、災害廃棄物対策指針 技術資料【技 14-2】（令和５年４月 28 日改定）の平成 28 年熊本地震における災害廃棄物の組成割合を参考に設定。

（２）風水害

本市の風水害による被害は、「第１章　第３節　３　（２）風水害」において対象とする災害と想定した、床下浸水 69 棟（80 世帯）、床上浸水 18 棟（23 世帯）を想定します。

風水害による災害廃棄物発生量の推計方法を表 ２-４、推計結果を表 ２-５に示します。

表 ２-４　風水害による災害廃棄物発生量の推計方法

災害廃棄物発生量（t）＝床下浸水世帯数（世帯）×発生原単位 0.62（t/世帯） ＋床上浸水世帯数（世帯）×発生原単位 4.6（t/世帯）

（出典）「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」（環境省、令和３年３月改訂）

表 ２-５　風水害による災害廃棄物発生量の推計結果

	被害世帯数 （世帯）	発生原単位 （t/世帯）	災害廃棄物発生量 （t）
床下浸水	80	0.62	50
床上浸水	23	4.6	106
合計	103	-	156

また、表 ２-２に基づいて推計した風水害による災害廃棄物の種類別発生量を、表 ２-６に示します。

表 ２-６　風水害による災害廃棄物の種類別発生量の推計結果

	柱角材	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属くず	その他	土砂	合計
発生割合	8.6%	8.5%	21.3%	30.0%	1.4%	1.2%	29.0%	-
災害廃棄物発生量（t）	13.42	13.26	33.23	46.80	2.18	1.87	45.24	156

※組成割合は、災害廃棄物対策指針 技術資料【技 14-2】（令和５年４月 28 日改定）の平成 30 年７月豪雨（岡山県）における災害廃棄物の組成割合を参考に設定。

（３）噴火（火山）

本市において、降灰による家屋倒壊の可能性は極めて低いことから、本計画においては、家屋倒壊に起因する災害廃棄物の発生は想定しないこととします。

なお、火山灰は一般廃棄物には該当しませんが、火山灰の処理については、「災害廃棄物対策指針（改定版）」（環境省、平成 30 年３月）において、以下のように定められています。

> 道路、河川、港湾、海岸、農地に堆積している土砂、流木、火山噴出物については、基本的に各管理者が復旧事業の中で処理する。ただし、これらが民地等に堆積し損壊家屋等と混在している場合は、市区町村は環境省及び都道府県と相談した上で対応方法について検討する。

（４）本計画における災害廃棄物発生量

本計画における災害廃棄物発生量は、最も発生量が多いと想定される、地震による災害廃棄物発生量 33 万ｔを採用します。

２　処理方針

（１）処理の基本的な考え方

災害時の災害廃棄物等の処理は、平時の処理と同様に、柳泉園組合の処理施設で行うことを基本とします。

基本的には、自区域内での処理を原則としますが、災害の状況により、柳泉園組合の処理施設のみでは、自区域内の災害廃棄物を処理しきれない状況も想定されます。このような場合には、迅速な対応を可能にするため、仮設処理施設の設置、他自治体への処理委託、または広域的な連携による応援体制の活用等を検討します。

これらの処理方針の決定に際しては、災害廃棄物発生量及び柳泉園組合の処理施設における処理可能量を推計し、その上で、自区域内での処理の可否を判断し、仮設処理施設の設置や処理委託等の必要性を検討します。

（２）処理可能量

①　処理可能量の推計方法

本市のごみ処理は、柳泉園組合の柳泉園クリーンポート（焼却処理施設）、不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで共同処理しています。

各処理施設の処理可能量は、災害廃棄物対策指針 技術資料【技 14-4】（平成 31 年４月１日改定）及び東京都災害廃棄物処理計画（令和５年９月）に基づいた推計方法で推計します。

なお、「年間処理能力」は、施設が１年間に処理することができるごみ量、「処理可能量」は、年間処理能力のうち、災害廃棄物を処理できる量を示します。

柳泉園クリーンポート（焼却処理施設）、不燃・粗大ごみ処理施設の処理可能量の推計方法は図　２－１のとおりです。

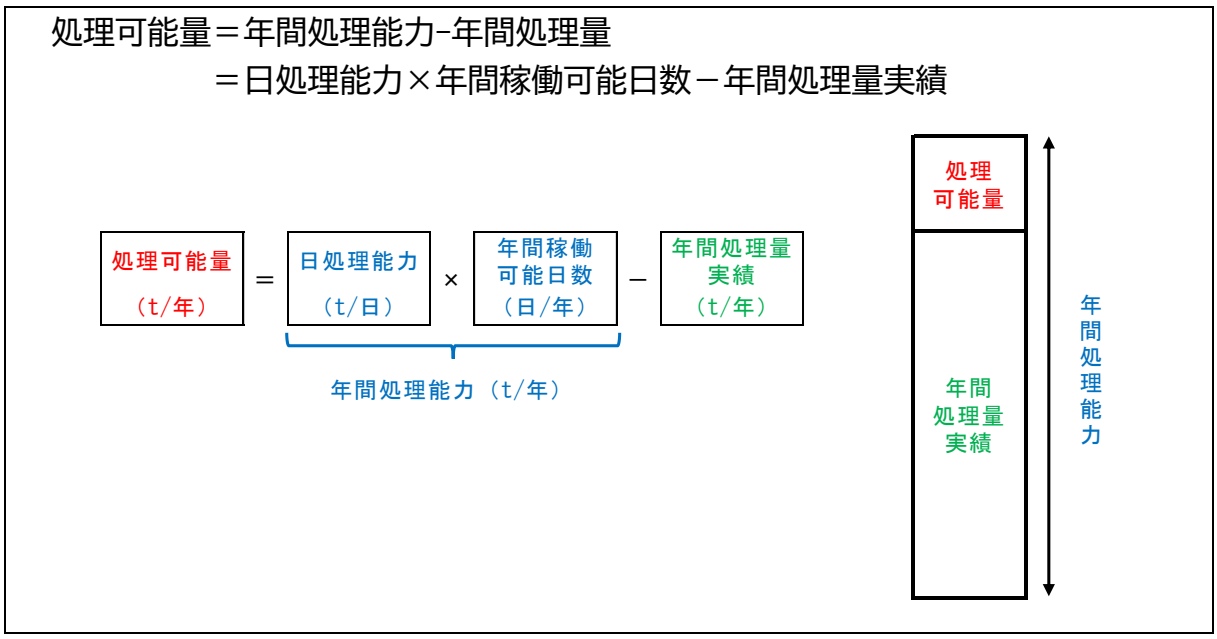


図　２－１　処理可能量の推計方法

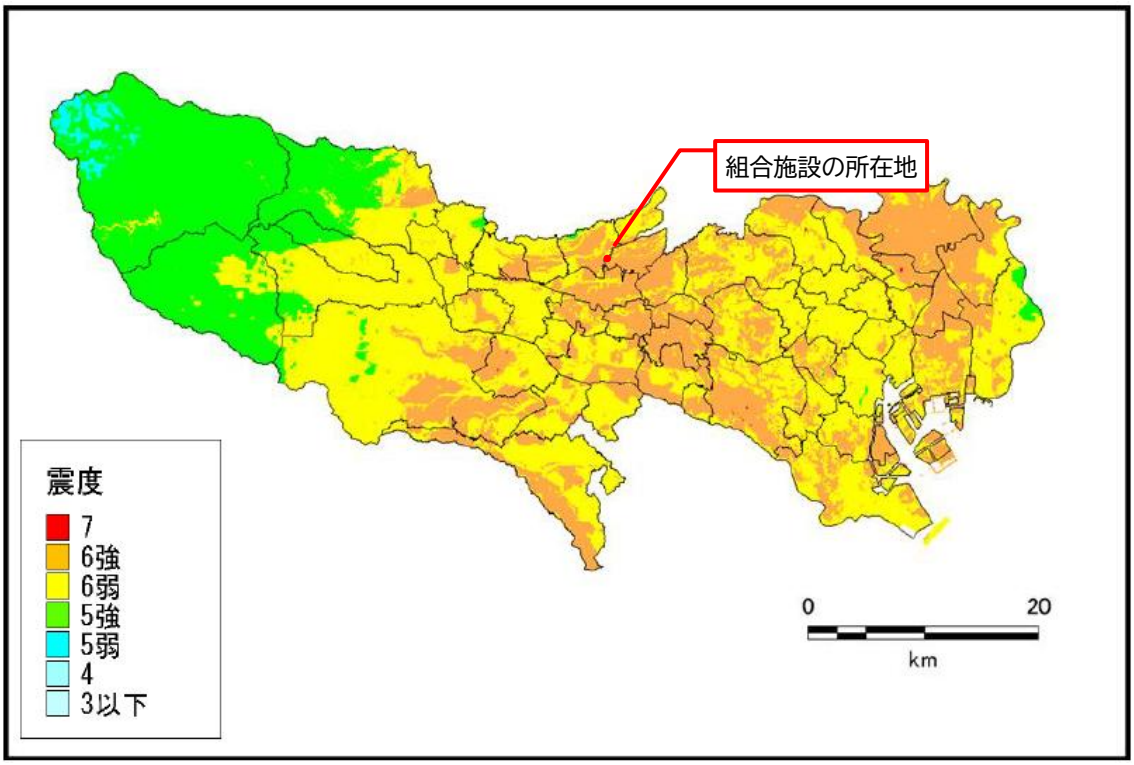
なお、技術資料にて、発災後１年目の焼却処理施設への影響について述べられています。想定震度別の発災後１年目の被災都道府県内における焼却処理施設への影響は表　2-7のとおりです。

また、図　2-2より、多摩東部直下地震が発生した際の組合施設の所在地付近の想定震度は震度６強以上であると想定されます。

以上より、組合施設の稼働年数を考慮し、今回の災害計画においては、多摩東部直下地震によって柳泉園組合圏域で震度６強以上となり、組合施設が被災することを想定し、発災後１年間のうち４か月は、焼却処理施設の稼働を停止する（施設の処理能力が 67%（＝８か月÷12 か月）になる）と仮定し、処理可能量を推計します。なお、不燃・粗大ごみ処理施設においても、前述の考え方を準用するものとします。

表　2-7　発災後１年目の被災都道府県内における焼却処理施設への影響

想定震度	全施設のうち 被災する施設の割合	停止期間
震度 5 強以下	-	-
震度 6 弱	35%	最大１か月
震度 6 強以上	63%	最大４か月



（参考）東京都災害廃棄物処理計画（令和５年９月）

図　2-2　多摩東部直下地震（M7.3）の震度分布

② 処理可能量の推計結果

前述の条件を考慮した、柳泉園クリーンポート（焼却処理施設）及び不燃・粗大ごみ処理施設の処理可能量は、表 2-8のとおりです。

なお、柳泉園クリーンポート（焼却処理施設）での発災後１年目の処理については、生活の維持に必要な生活ごみや避難所ごみの処理を優先することを前提に、施設の早期復旧や運営面での工夫によって、災害廃棄物を最大限処理できるよう努めることとします。

表 2-8　処理可能量の推計結果

施設名		①	②	③	④	⑤	⑥
		日処理能力	稼働日数（※1）	処理能力	年間処理量（※2）	処理可能量（※3）	
						1年間	2年間
		（t/日）	（日/年）	（t/年）	（t/年）	（t）	（t）
		-	-	①×②	-	③×67%-④	⑤+(③-④)
柳泉園クリーンポート（焼却処理施設）	1号炉	105	280	29,400	-	-	-
	2号炉	105	280	29,400	-	-	-
	3号炉	105	280	29,400	-	-	-
	計	315	-	88,200	62,165	-3,000	23,000
不燃・粗大ごみ処理施設		50	250	12,500	7,609	700	5,500

（※1）柳泉園クリーンポート（焼却処理施設）：ごみ処理施設整備の計画・設計要領2017改訂版を準用します。
不燃・粗大ごみ処理施設：土曜日、日曜日、年末年始、施設補修日は休止することを想定します。

（※2）令和7年度の各施設の処理量実績としています。

（※3）処理可能量は100t未満を切り捨てとしています。
なお、不燃・粗大ごみ処理施設は1日の稼働時間を延長することで、処理可能量を増加することが可能となります。また、発災時の施設の状況に応じて、処理可能量は見直しを行います。

（３）処理委託や仮設中間処理施設の必要性

①　３市の災害廃棄物発生量

地震、風水害及び噴火（火山）による被害想定を検討した結果、３市の災害廃棄物発生量は、３市いずれも、最も災害廃棄物発生量が多くなると想定される多摩東部直下地震が発生した際の発生量を想定することとします。

被害想定報告書より、災害廃棄物発生量は、清瀬市は７万トン、東久留米市は19万トン、西東京市は33万トンとなります。３市の災害廃棄物の種類別発生量は、表 ２-９のとおりです。

表 ２-９　３市の災害廃棄物の種類別発生量

	柱角材	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属くず	その他	合計
	（万ﾄﾝ）	（万ﾄﾝ）	（万ﾄﾝ）	（万ﾄﾝ）	（万ﾄﾝ）	（万ﾄﾝ）	（万ﾄﾝ）
西東京市	4.27	0.43	6.17	20.70	0.52	0.91	33
清瀬市	0.99	0.09	1.43	4.18	0.11	0.20	7
東久留米市	2.62	0.24	3.79	11.53	0.29	0.53	19
合計	7.88	0.77	11.37	36.41	0.92	1.65	59

②　処理委託や仮設中間処理施設の必要性

大規模災害発生後、３市における災害廃棄物発生量の最大想定は約 59 万トンであり、内訳としては、柱角材、可燃物、不燃物、コンクリートがら、金属くず、その他に大別されます。災害発生時においても資源の有効活用の観点から、災害廃棄物の再生利用を極力実施します。そのため、柱角材、コンクリートがら、金属くず、その他は資源再生業者に委託して資源化します。また、可燃物は柳泉園組合の焼却処理施設である柳泉園クリーンポート（焼却処理施設）で処理、不燃物については柳泉園組合の不燃・粗大ごみ処理施設で処理を行うことを基本として考えます。なお、不燃・粗大ごみ処理施設での処理後に発生する可燃残さについては柳泉園クリーンポート（焼却処理施設）で処理を行います。

３市の災害廃棄物発生量と仮設中間処理施設の必要性は表 ２-１０のとおりです。３市で発生する災害廃棄物のうち焼却処理を想定している可燃物は約 0.76 万トン、不燃・粗大ごみ処理施設由来の可燃残渣は約 0.38 万トンで、合計約 1.14 万トンの災害廃棄物の発生が想定されます。一方、柳泉園クリーンポート（焼却処理施設）での２年間の焼却処理可能量は約2.30万トンと想定されているため、柳泉園クリーンポート（焼却処理施設）での処理が可能です。ただし、被災時に発生する携帯トイレ等のし尿系の廃棄物の処理を考慮すると、実際の焼却処理量が想定を上回る可能性があることに留意が必要です。

また、３市で発生する災害廃棄物のうち、破砕・選別処理を想定している不燃物は約 11.39 万トンと想定されます。不燃・粗大ごみ処理施設での２年間の破砕・選別処理可能量は約 0.55 万トンであり、約 10.84 万トン分の処理能力の不足が

想定されます。処理能力が不足する分については、都や３市と調整を図り、不燃・粗大ごみ処理施設の処理時間の延長や、他自治体への協力、仮設焼却処理施設、仮設破砕・選別処理施設の設置等を検討する必要があります。

表 2-１０　災害廃棄物発生量と仮設中間処理施設の必要性

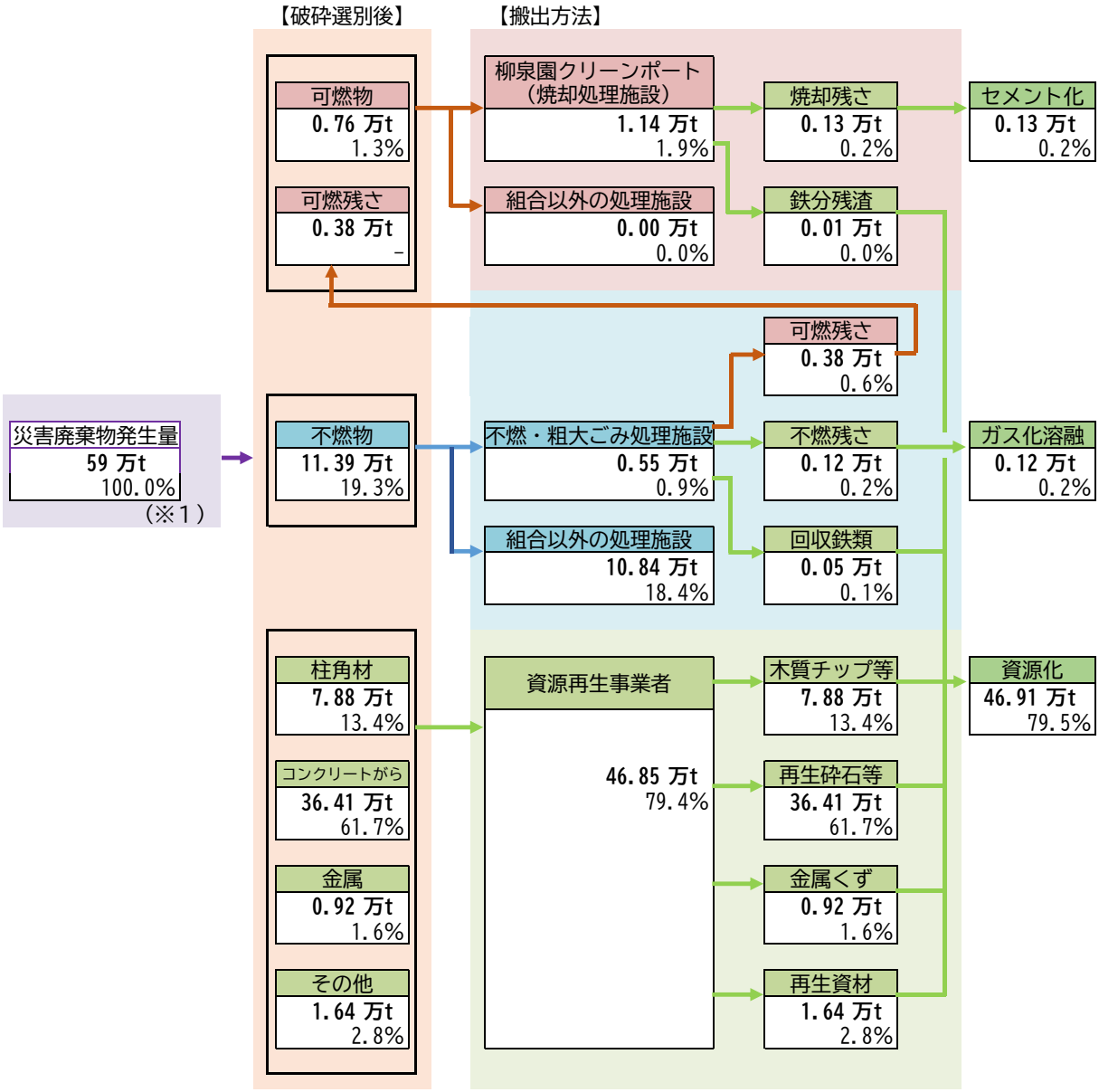
項目		災害廃棄物発生量			処理可能量（２年間）	不足処理量	仮設施設の必要性
		西東京市	清瀬市	東久留米市			
		（万トン）			（万トン）	（万トン）	-
柳泉園クリーンポート（焼却処理施設）	可燃物	0.43	0.09	0.24	2.30	-	不要
	可燃残さ（※1）	0.38					
	計	1.14					
不燃・粗大ごみ処理施設	不燃物	6.17	1.43	3.79	0.55	10.84	必要
	計	11.39					

（※1）可燃残さは、令和７年度の不燃・粗大ごみ処理施設の破砕処理量に対する残さ等の発生割合をもとに算出しています。

（４）マテリアルバランス

災害廃棄物発生量と、発生から選別、搬出までの処理の流れを整理したマテリアルバランスを、図 2-3に示します。

なお、マテリアルバランスは、組合構成市より発生する災害廃棄物量の合計値です。



※端数処理のため、合計が一致しない場合があります。
（※1） 西東京市（33万t）、清瀬市（7万t）、東久留米市（19万t）の災害廃棄物量の合計

図 2-3　マテリアルバランス

第２節　避難所ごみ

１　発生量の推計

災害時における避難所ごみ発生量の推計方法を表 ２-１１、推計結果を表 ２-１２に示します。

表 ２-１１　避難所ごみ発生量の推計方法

避難所ごみの発生量（t/日）＝避難所避難者数（人）×発生原単位（g/人・日）

（出典）災害廃棄物対策指針 技術資料【技 14-2】（令和５年４月 28 日改定）

表 ２-１２　避難所ごみ発生量の推計結果

避難者数 （人）	発生原単位 （g/人・日）	避難所ごみ発生量 （t/日）
26,624	519	13.8

※避難者数は、西東京市地域防災計画 -地震・火山編-（令和６年修正）における多摩東部直下地震「冬・夕方・風速８m/s」ケースの避難者数のうち、避難所避難者数。
※発生原単位は、令和７年度の集団回収を含む家庭系ごみ量原単位を採用。

２　処理方針

災害時の避難所ごみの処理は、平時の処理と同様に、柳泉園組合の処理施設で行うことを基本とします。

第３節　し尿等

１　し尿収集必要量の推計

本市では、上下水道施設の耐震化が進められており、災害発生時における断水率や下水道被害率は低くなると想定されます。しかし、被害の状況によっては自宅の水洗トイレが使用できなくなる世帯が生じ、平時には下水道や浄化槽で処理されていたし尿が、携帯トイレまたは避難所等に設置するマンホールトイレ（貯留型）等から発生することが想定されます。

「西東京市災害時のトイレ確保・管理計画」（以下、「トイレ計画」という。）によると、本市では、避難所等における必要数を踏まえた災害用トイレ（携帯トイレや簡易トイレ、仮設トイレ等）の備蓄を進めており、現時点では想定必要数を確保しています。

一方で、災害用トイレの配置には地域的な偏りがあり、災害時に使用できるトイレが徒歩約５分圏内（半径 250m）にない空白エリアも存在しています。

このため、トイレ計画では、空白エリアへの災害用トイレの適切な配置の検討を進めるとともに、市民による自助や自治会及び管理組合等による共助の取組として、携帯トイレの備蓄を促進し、災害時における多様なトイレの確保を図ることとしています。

なお、発災直後は、主に携帯トイレを活用し、その後マンホールトイレの設置状況等に応じて順次マンホールトイレを開設し、道路啓開ができ次第マンホールトイレ（貯留型）のし尿収集を開始することを想定します。

以上より本計画では、発災後１日～３日の使用済み携帯トイレ等の最大収集必要量（パッカー車や平ボディ等により焼却処理施設へ搬入）と、発災後４日～１週間のマンホールトイレ（貯留型）等からの最大収集必要量（バキューム車によりし尿処理施設へ搬入）をそれぞれ推計します。

各最大収集必要量の推計に用いるし尿収集必要人数の推計方法を表 ２-１３、最大収集必要量の推計方法を表 ２-１４に示します。

表 2-１３　し尿収集必要人数の推計方法

し尿収集必要人数（人）
＝【A】下水道が使用できない人数（人）
＋【B】避難所に避難しておらず上水道が使用できない人数（人）

【A】下水道が使用できない人数（人）＝人口（人）×下水道被害率（%）
・人口：令和２年国勢調査人口
・下水道被害率：5.3%（被害想定報告書より）

【B】避難所に避難しておらず上水道が使用できない人数（人）
＝（人口 － 避難所避難者数）（人）×上水道断水率（%）
・人口：令和２年国勢調査人口
・避難所避難者数：発災後経過日数に応じた避難所避難者数
・下水道被害率：5.3%（被害想定報告書より）

表 2-１４　最大収集必要量の推計方法

最大収集必要量
＝し尿収集必要人数（人）×１回あたりの排出量（g/回、mL/回）
×１日あたりの排出回数（回/日）

（１）使用済み携帯トイレ等の最大収集必要量

①収集必要人数

表 2-１３より、発災後１日～３日のし尿収集必要人数を、表 2-１５に示します。

表 2-１５　し尿収集必要人数（発災後１日～３日）

項目		推計値
【A】下水道が使用できない人数（①×②）	（人）	10,992
① 人口	（人）	207,388
② 下水道被害率	（%）	5.3
【B】避難所に避難しておらず上水道が使用できない人数（④×⑤）	（人）	37,493
③ 避難所避難者数（発災後１日～３日）（※）	（人）	22,693
④ 避難所に避難していない人数（① - ③）	（人）	184,695
⑤ 上水道断水率	（%）	20.3
し尿収集必要人数（【A】＋【B】）	（人）	48,485

（※）西東京市災害時のトイレ確保・管理計画（西東京市、令和　年　月）より

②最大収集必要量

表 2-１４より、発災後１日～３日の使用済み携帯トイレ等の最大収集必要量（パッカー車や平ボディ等により収集）を、表 2-１６に示します。

表 2-１６　し尿収集必要量の推計結果

し尿収集必要人数（人）	１回あたりの排出量（g/回）	１日あたりの排出回数（回/日）	１日あたりの最大収集必要量（t/日）
48,485	500	5	121

※１回あたりの排出量は、「東京都トイレ防災マスタープラン」（東京都、令和７年３月）を基に、便袋やトイレットペーパー等の重さも考慮して設定

※１日あたりの排出回数は、「東京都トイレ防災マスタープラン」（東京都、令和７年３月）より設定。

（2）マンホールトイレ（貯留型）等からの最大収集必要量

①し尿収集必要人数

表 2-１３より、発災後４日～１週間のし尿収集必要人数を、表 2-１７に示します。

表 2-１７　し尿収集必要人数（発災後４日～１週間）

項目		推計値
【A】下水道が使用できない人数（①×②）	（人）	10,992
① 人口	（人）	207,388
② 下水道被害率	（%）	5.3
【B】避難所に避難しておらず上水道が使用できない人数（④×⑤）	（人）	36,695
③ 避難所避難者数（発災後４日～１週間）（※）	（人）	26,624
④ 避難所に避難していない人数（① － ③）	（人）	180,764
⑤ 上水道断水率	（%）	20.3
し尿収集必要人数（【A】＋【B】）	（人）	47,687

（※）西東京市災害時のトイレ確保・管理計画（西東京市、令和　年　月）より

②最大収集必要量

表 2-１４より、発災後４日～１週間のマンホールトイレ（貯留型）等からの最大収集必要量（バキューム車により収集）を、表 2-１８に示します。

表 2-１８　最大収集必要量の推計結果（発災後４日～１週間）

し尿収集必要人数（人）	１回あたりの排出量（mL/回）	１日あたりの排出回数（回/日）	１日あたりの最大収集必要量（kL/日）
47,687	300	5	72

※１回あたりの排出量及び１日あたりの排出回数は、「東京都トイレ防災マスタープラン」（東京都、令和７年３月）より設定。

２　処理方針

災害時のし尿処理は、平時の処理と同様に、柳泉園組合し尿処理施設及び清瀬水再生センター（下水道終末処理場）で行うことを基本とします。柳泉園組合し尿処理施設で処理した処理水は、管きょを通じて清瀬水再生センターで処理されています。

大規模災害時には、下水道等の生活排水処理施設の被災や、避難所等に設置されたマンホールトイレ（貯留型）の使用増加により、し尿収集量の増加が想定されます。そのため、柳泉園組合し尿処理施設のみでは処理が困難となる場合を想定し、清瀬水再生センター等の施設の稼働状況に応じて、表 ２-１９に示す対応を行います。

なお、災害時における下水道施設に関する対応は、上下水道班が実施主体となり、関係各班と協力して行います。

表 2-19　各施設の稼働状況別対応

稼動状況	柳泉園組合し尿処理施設	下水道施設		災害時に発生するし尿の処理方法
		管きょ	清瀬水再生センター	
①	－	－	×	市域や柳泉園組合圏域での処理は困難なため、都や他自治体に支援を要請する。
②	－	×	○	直接清瀬水再生センターに搬入、もしくは上下水道班と調整の上で、使用可能な市内の管きょに投入し、処理を行う。
③	×	－	○	直接清瀬水再生センターに搬入、もしくは上下水道班と調整の上で、使用可能な市内の管きょに投入し、処理を行う。
④	○	○	○	上下水道班との調整の上で状況に応じ柔軟に、直接清瀬水再生センターに搬入、使用可能な市内の管きょに投入、柳泉園組合し尿処理施設に搬入、のいずれか、もしくは組み合わせにより処理を行う。

○：稼働／使用可能、×：被災により稼働／使用不可能
－：稼働状況を問わない

第３章　仮置場

第１節　仮置場の役割

災害発生時には、災害規模に応じて、地域仮置場や一次仮置場、二次仮置場の設置が必要となります。発災直後においては、災害廃棄物を一時的に地域仮置場や一次仮置場に搬入し、粗選別後に保管します。一次仮置場で保管した災害廃棄物を廃棄物の種類ごとに、直接あるいは二次仮置場で焼却処理、破砕・選別処理した後に受け入れ先へ搬出します。なお、災害廃棄物のうち、事業者が排出する一般廃棄物等については、仮置場には搬入せず、事業者の責任により処理するものとします。

仮置場の役割のイメージ及び仮置場の種類を図　3-1 及び表　3-1 に示します。



地域仮置場　　一次仮置場　　二次仮置場　　処理・処分

（参考）災害廃棄物に関する研修ガイドブック（国立研究開発法人国立環境研究所、平成 29 年３月）

図　3-1　仮置場の役割（イメージ）

表 3-1　仮置場の種類

<table>
<tr><th>呼称</th><th>役割／設置・管理主体／設置期間</th><th>写　真</th></tr>
<tr><td rowspan="2">地域仮置場</td><td>・一次仮置場の設置に時間を要する場合に、個人の生活環境、空間の確保、復旧のため、被災者が被災家屋等から搬出した災害廃棄物を一時的に集積するために、市が設置・管理する仮置場。（住民が自主的に排出してしまう「勝手仮置場」とは異なる）
・住宅地や道路に面して設置される可能性が高いため、生活環境への影響や交通の支障にならないよう注意を促す必要がある。</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">＜設置期間＞発災後、被災地域の公園や緑地などに発災後数日以内に設置。一次仮置場の設置までの間（１か月以内）の運用とし、一次仮置場の設置により廃止。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">一次仮置場</td><td>・地域仮置場や解体現場等から搬入された災害廃棄物を分別し、一定期間保管するために、市が設置・管理する仮置場。
・可能な限り被災者の生活場所に近い場所、ある程度広さがある場所、パッカー車やダンプトラック等の出入が容易な場所（被災地内の公園や空地、グラウンド等）に設置。
・公有地から、庁内関係所管課との利用調整を図った上で選定。</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">＜設置期間＞発災後数週間以内に設置し、二次仮置場または処理施設への搬出が完了するまでの間（概ね２年間）の運用とする。二次仮置場を設置しない場合、一次仮置場から直接中間処理施設（柳泉園組合等）に搬入。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">二次仮置場</td><td>・一次仮置場での分別が不十分な場合等に、一時的な保管及び中間処理（破砕・選別・焼却）を行うために、柳泉園組合及び組合構成市が共同で設置・管理する仮置場。
・災害廃棄物等の推計排出量、解体撤去作業の進行、仮設施設の処理能力等を勘案して、一次仮置場よりも広い十分な容量を持つ場所（公園やグラウンド等）に設置。
・広大な面積を要するため、柳泉園組合圏域での設置が困難な場合には、都に広域処理（二次仮置場の確保を含む）に向けた調整を要請。</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">＜設置期間＞発災後数か月以内に設置し、搬入された災害廃棄物が搬出されるまでの運用とする。</td></tr>
</table>

第２節　仮置場の必要面積

本市が設置する一次仮置場の必要面積の推計方法を表 ３-２、推計結果を表３-３に示します。

災害廃棄物については、１年程度で全ての災害廃棄物を集め、２年程度で全ての処理を終えることを想定しています。また処理期間を通して一定の割合で災害廃棄物の処理が続くことを前提としています。

二次仮置場については、状況に応じて、国や都、柳泉園組合及び組合構成市と協議・連携し、調整を図り、設置場所、仮置場への収集・運搬や管理方法等も含めて検討します。

表 ３-２　一次仮置場必要面積の推計方法

必要面積（㎡）
＝集積量（t）/見かけ比重（t/㎥）/積み上げ高さ（m）
×（１(※1)＋作業スペース割合）

・集積量（t）：災害廃棄物発生量－年間処理量
・年間処理量（t/年）：災害廃棄物発生量/処理期間（２年）
・見かけ比重（t/㎥）：可燃物 0.4t/㎥、不燃物 1.1t/㎥
・積み上げ高さ（m）：５m 以下
・作業スペース割合：100%
（※1）仮置場の必要面積は、廃棄物容量と積み上げ高さから算定される面積に車両の走行スペース、分別等の作業スペースを加算する必要がある。阪神・淡路大震災の実績では、廃棄物置場とほぼ同等か、それ以上の面積がこれらのスペースとして使用された。そこで、仮置場の必要面積は廃棄物容量から算定される面積に、同等の作業スペースを加える。

（出典）災害廃棄物対策指針 技術資料【技 18-2】（環境省、平成 31 年４月１日改定）

表 ３-３　一次仮置場必要面積の推計結果

項目		柱角材	可燃物	不燃物	ｺﾝｸﾘｰﾄがら	金属くず	その他	合計
① 災害廃棄物量	(t)	42,700	4,300	61,700	207,000	5,200	9,100	330,000
② 年間処理量	(t)	21,350	2,150	30,850	103,500	2,600	4,550	165,000
③ 集積量	(t)	21,350	2,150	30,850	103,500	2,600	4,550	165,000
④ 体積	(m^3)	53,380	5,380	28,050	94,100	2,370	4,140	187,420
⑤ 必要面積	(m^2)	21,360	2,160	11,220	37,640	950	1,660	74,990

第３節　仮置場の選定方法

１　仮置場の選定

仮置場の選定･開設は、環境班が実施主体となり、関係各班と協力して行います。仮置場の運営・管理は、環境班が担当となります。

仮置場候補地の選定手順を図 ３-２、表 ３-４に、仮置場選定における留意事項を表 ３-５に示します。

平時から仮置場となる複数の候補地を予めリストアップし、管理者と調整し、発災後は速やかに仮置場を選定、必要数を確保できるよう平時の対策を推進します。

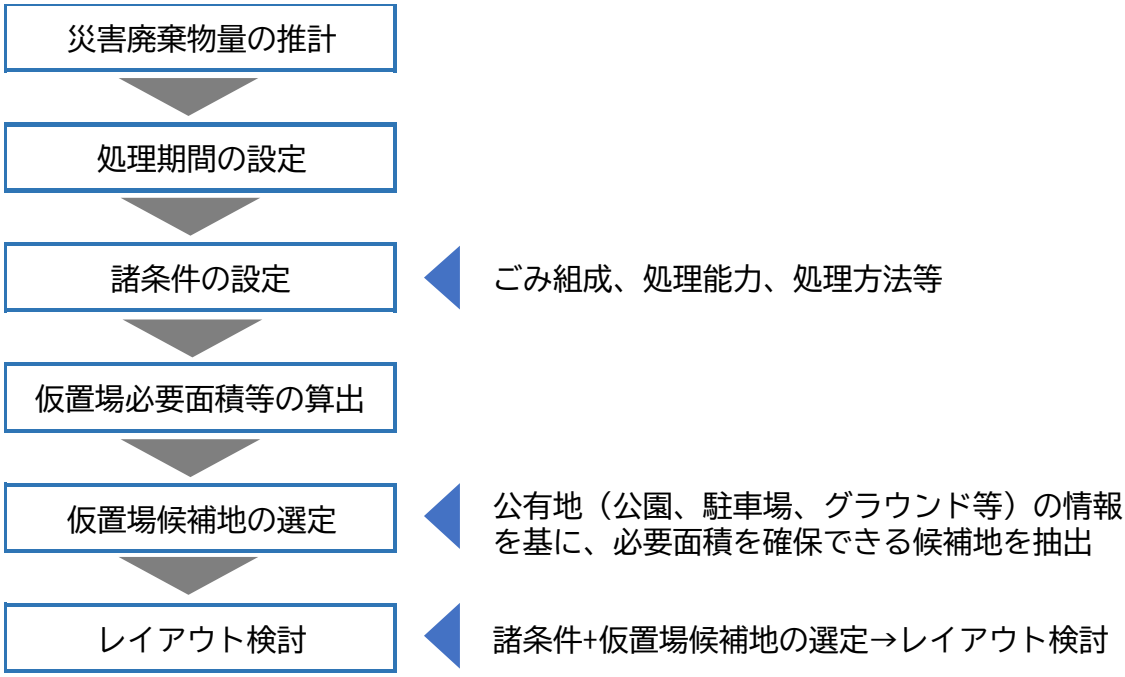


図 ３-２　仮置場選定の検討手順

表 3-4　仮置場候補地絞り込みの手順

段　階	方　法	内　容
第１段階： 候補地の抽出	法律・条例の規制及び規制以外の諸条件による抽出	本市全域の空地等から、法律・条例により土地利用が規制されていない区域や土地を抽出する。規制がない場合でも、本市の施策との整合性、自然環境、防災等の諸条件から除くべき区域は対象外とする。 【西東京市地域防災計画 -地震・火山編-】 仮置場候補地に関する方針を次に示します。 〇柳泉園組合での処理能力を上回る場合、環境保全に支障のない公有地等を利用 〇多量の災害廃棄物が発生した場合は、公園等の仮置場候補地から選定
第２段階： 候補地の絞込み	面積、地形等の物理的条件による絞込み	第１段階で抽出された候補地から、必要な面積を確保できる等の物理的条件、地形、地盤、形状、現状の土地利用等も配慮して絞込みます。

表 3-5　仮置場選定における留意事項

留　意　事　項
・二次災害のおそれがない場所とする。 ・災害廃棄物の発生状況と効率的な搬入ルート、アクセス道路の幅員、処理施設等への効率的な搬出ルートを想定、考慮する。 ・被災場所に近い場所、被害が大きい場所の近隣を基本に、交通、周辺住民、環境への影響が少ない場所とする。 ・仮置場の選定においては、発生量に対応できるスペース以外にも、所有者・跡地利用、関連重機等の車両アクセス性や作業の難易度、最低限の防火・消火用水（確保できない場合は散水機械）、仮設処理施設の電源確保の可能性等を考慮する。 ・選定においては、公有地の遊休地、未利用地、公園、駐車場等を利用する。 ・候補地の管理者、関連部署と調整を図った上で選定する。 ・災害時におけるその他の用途（避難所及び福祉避難所、物資輸送拠点、応援部隊の集結・活動拠点、資材置場、ヘリコプター臨時離着陸場、応急仮設住宅用地等）との競合を回避する。

２　仮置場候補地リストの作成

平時から、複数の仮置場候補地をリスト化し、各施設の管理者と協議、調整を行い、発災後速やかに仮置場を選定し、必要となる面積の確保を行います。

候補地のリストアップにあたっては、表 ３-５にある留意事項に基づきますが、発災後の状況や、仮置きする災害廃棄物の種類を限定する等によって使用が可能となる場合もあることから、可能な限り多くの候補地をリストアップしておきます。

仮置場は、原則として公有地の中から検討するものとしますが、様々な事情から民有地を候補地とする場合には、仮置場使用に関する協定締結等を行うとともに、賃貸契約や運用方法等に関するルールを予め定めておく必要があります。

３　仮置場のレイアウト

一次仮置場は、災害廃棄物を保管するだけでなく、その後の処理、資源化、処分等の各工程を考慮し、廃棄物の品目ごとに区分して仮置きできる場所を設置する必要があります。

二次仮置場は、処理の流れを考慮して、受け入れた災害廃棄物の保管場所や、仮設処理施設、処理後の回収物の保管場所を配置する必要があります。

一次仮置場、二次仮置場の配置例を図 ３-３及び図 ３-４に示します。ただし、確保した仮置場の広さ、形状、出入口の位置、災害廃棄物の量や性状、処理の内容等により異なる場合があります。

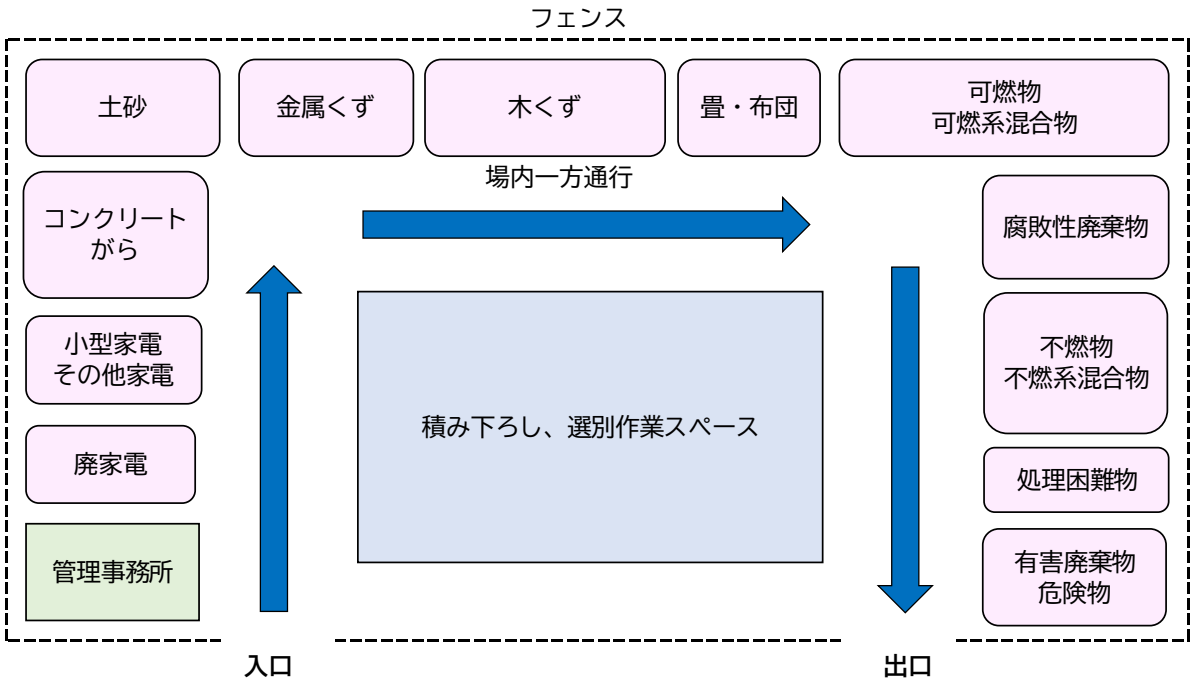


図　3-3　一次仮置場の配置（例）

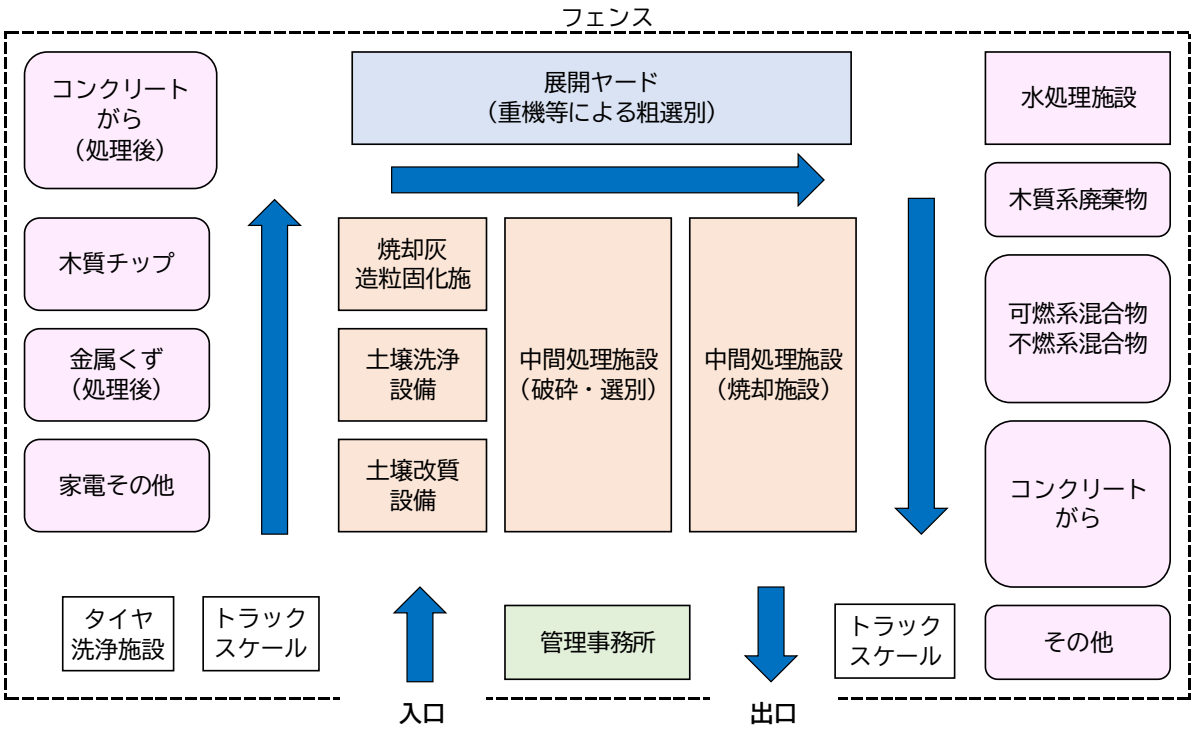


図　3-4　二次仮置場の配置（例）

第４節　仮置場の管理・運営方法

仮置場の管理・運営方法を表 3-6 に示します。

表 3-6　仮置場の管理・運営方法

項　目	内　容
交通整理	・仮置場に災害廃棄物を搬入する車両による交通渋滞が懸念されるため、仮置場への搬入経路を設定し、周知を徹底する。
搬入・ 搬出管理	・災害廃棄物の作業効率の向上、不法投棄、不適正廃棄を防止するために、管理要員を配置し、搬入・搬出の管理を徹底する（身分証、搬入申請書の提出ルール化等）。 ・受け入れ時間、排出方法、場内の利用方法等について周知徹底する。時間外は搬入できないよう、必要に応じて巡回監視を行う。
分別管理	・備品（案内板・立看板、シート等）の確保・備蓄を推進する。 ・種類ごとに区画を設け、見やすく、分かりやすい看板を設置、管理要員による誘導等により分別を徹底する。 ・原状復旧を視野に、処理の進捗を踏まえ、区画を見直す。
火災原因の除去	・ガスボンベ、ライター、ガソリン、灯油等の油脂類、発火源としてのバッテリー、電池（特にリチウム電池）、これらを搭載する小型家電製品等は、可燃性廃棄物とは分離保管する。

第５節　環境対策、モニタリング

災害時には、一時的に多量な建物を解体・撤去するほか、災害廃棄物の収集・運搬、処理等が行われるため、一次仮置場及びごみ処理施設周辺住民の生活環境への影響に配慮するとともに、労働災害を防止することを目的に、環境影響の把握、環境モニタリングを実施し、必要な対策を講じることにより環境保全を図ります。

モニタリング等により、周辺環境への影響が確認された場合には、原因を調査の上、散水、飛散防止ネットの設置、消臭剤等の散布、防音シートの設置、遮水シートの敷設等の必要な改善措置を速やかに講じます。

第４章　災害廃棄物対策における各主体の役割分担

第１節　平時（発災前）

１　本市が取り組むべき事項

（１）処理計画の見直し等

本計画については計画期間を定めず、「西東京市地域防災計画」及び「一般廃棄物処理基本計画」の改定のほか、国内での大規模災害発生後や、国が行う法整備や指針の改定、「東京都地域防災計画」、「東京都災害廃棄物処理計画」の見直し等、災害廃棄物処理に係る新たな課題や経験・知見を踏まえ、実効性を高めるため、必要に応じ見直しを行います。

なお、一般廃棄物処理基本計画は、本計画と一体のものとし、連動性を確保します。

あわせて、庁内にて少人数でも効率的に災害廃棄物処理を推進できるよう、実務的な業務手順等が示されている災害廃棄物処理マニュアルについても、必要に応じ見直しを行います。

（２）庁内外の関係主体との連携・協力体制の整備

本市は災害時に災害廃棄物を迅速かつ適正に処理できるよう、平時から庁内関係部局の役割分担及び連絡窓口を明確にし、情報共有や訓練等を通じて連携を強化します。

また、柳泉園組合及び組合構成市、国、都、関係自治体、民間事業者、社会福祉協議会等との連絡体制を整備するとともに、必要に応じて災害時応援協定の締結又は見直しを行い、協定内容や支援要請の手順を定期的に確認するほか、協働して研修や訓練等を実施することで、実効性のある協力・受援体制の確保に努めます。

特に、災害廃棄物等の収集・運搬、処理・処分等を円滑に実施できるよう、廃棄物処理事業者等との協定締結を推進するとともに、連携強化に努めます。

なお、人材や、一次仮置場及び二次仮置場での処理に必要となる資機材については、発災時に迅速に確保できるよう、D.Waste-Net や協定を締結している自治体、民間事業者等からの受援体制の確立に努めます。

また、災害時に埋立処分が必要となる災害廃棄物に適切に対応できるよう、東京都による非常災害廃棄物最終処分場の指定及び確保の状況について、平時から情報収集及び把握に努めます。

（３）合同処理本部の設置に係る検討

災害時においては、柳泉園組合及び組合構成市と合同で合同処理本部を設置し、災害廃棄物の処理に係る連携体制を整える必要があります。

そのため、発災時に、合同処理本部を円滑かつ迅速に立ち上げることができるよう、図 ４－１の組織体制（例）のように、合同処理本部の設置方法や組織体制等について、清瀬市、東久留米市及び柳泉園組合とあらかじめ検討を行います。

また、柳泉園組合で受け入れ可能な災害廃棄物の種類・性状や処理可能量、仮置場の分別区分、搬入用車両の種類・大きさ等の条件、処理・処分先の受け入れ条件や処理可能量等についても、本市と清瀬市、東久留米市及び柳泉園組合が一体となり、確認・検討を行います。

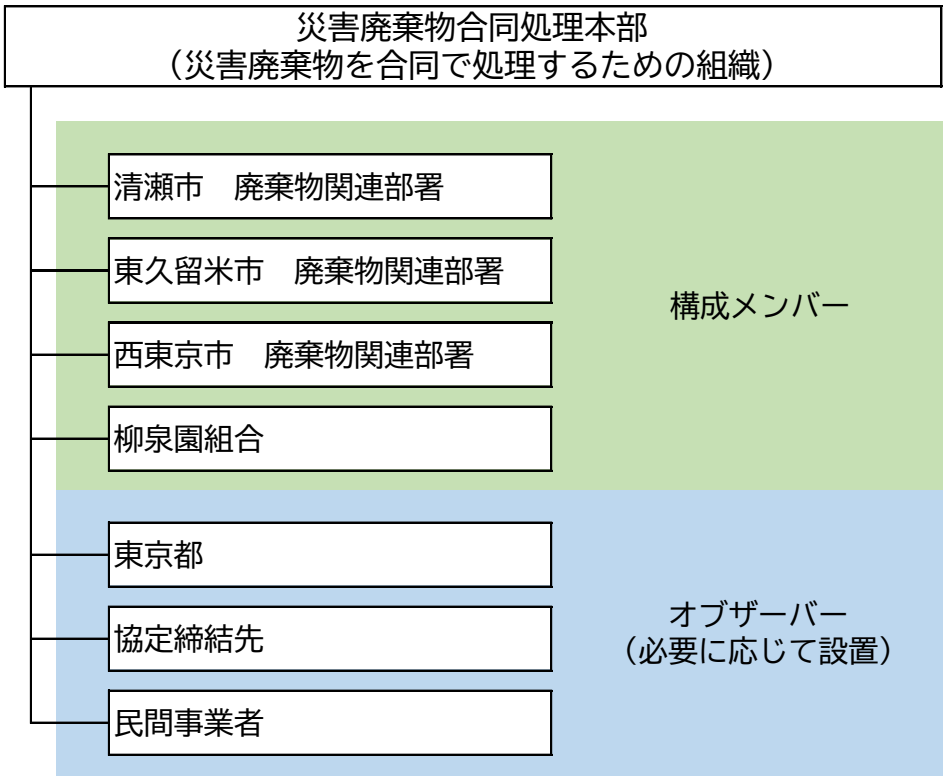


図 ４－１　合同処理本部の組織体制（例）

（４）災害廃棄物処理の対応策の検討

災害時に災害廃棄物を迅速かつ適正に処理できるよう、平時より、災害廃棄物の処理方法（「第１章　第６節　災害廃棄物等の処理」参照）、発生量及び仮設中間処理施設の必要性の検討を含む処理方針の検討（「第２章　災害廃棄物等発生量の検討」参照）、仮置場の選定（「第３章　第３節　仮置場の選定方法」参照）等の検討を行います。

（５）仮設トイレ等の確保に向けた検討

停電や断水、排水管などの損傷等により、水洗トイレが使用できなくなる場合に備え、トイレ計画に基づき、簡易トイレやマンホールトイレ等の備蓄を推進し、仮設トイレ及びバキューム車の不足に対応できるよう、平時から準備を行います。

簡易トイレ、マンホールトイレに加え、本市が保有する自走式水洗トイレカーの備蓄状況を表 ４-１に示します。

また、道路啓開やバキューム車の確保ができた後に、市民が衛生的なトイレを利用できるよう、トイレ計画に基づく整備を推進します。

仮設トイレ等の確保へ向けた対策を、表 ４-２に示します。

表 ４-１　簡易トイレ、マンホールトイレ等の備蓄状況

（令和８年８月現在）

種類	設置/保管場所	数量	備考
簡易トイレ	市立小中学校（27校）の 各防災備蓄倉庫	1,070基	
マンホール トイレ	市立小中学校（27校）	135か所	方式：流下型 上屋（便器）：135基
	市立公園	48か所	
	西東京いこいの森公園	31か所	方式：貯留型 上屋（便器）：12基
	北宮ノ脇公園	3か所	方式：流下型 上屋（便器）：３基
	芝久保三丁目ふれあい公園	3か所	方式：貯留型 上屋（便器）：３基
	おおぞら公園	135か所	方式：流下型 上屋（便器）：０基
	泉小わくわく公園	10か所	方式：流下型 上屋（便器）：10基
	その他施設	12か所	
	西原総合教育施設	5か所	方式：流下型 上屋（便器）：５基
	障害者総合支援センター	5か所	方式：貯留型 上屋（便器）：５基
	保谷町四丁目第二公園	2か所	方式：流下型 上屋（便器）：２基
	合計	195か所	
自走式 水洗 トイレカー	西東京市保谷庁舎	1台	個室5室 給水・汚水タンクあり

表 4-2　仮設トイレ等の確保へ向けた対策

項目	内容
仮設トイレ等の確保	・簡易トイレ、マンホールトイレを継続して確保する。 ・要配慮者用トイレ（洋式トイレ等）を備蓄する。
設置場所の整備	・マンホールトイレが設置可能なマンホールを整備する。
設置場所の整備	・仮設トイレ等の設置箇所や備蓄等をあらかじめ市民に周知する。 ・簡易トイレ、マンホールトイレ等に関する知識の普及啓発に努める。 ・簡易トイレの備蓄の必要性を周知し、各家庭や防災市民組織等における備蓄の推進を行う。
普及啓発	・都へ協力を要請する。 ・不足が生じた場合、断水等を考慮し、仮設トイレの確保も含め、平時よりレンタル事業者、建設事業者、建築設備事業者と協定を締結する等して災害時において迅速かつ円滑に仮設トイレを確保する。

（6）災害廃棄物対策に係る研修、訓練、演習の実施と実施状況の把握

災害廃棄物対策を迅速かつ円滑に進めるため、関連団体等も含めた研修や訓練等を通じた人材育成と、継続的に人材を確保できる体制の構築を図ります。また、実施結果を踏まえ、災害廃棄物処理計画や災害廃棄物処理マニュアルを定期的に見直し、継続的な改善に努めます。

（7）市民・ボランティアへの啓発・広報等

災害廃棄物の円滑な処理と早期復旧のためには、市民やボランティアによる分別の協力が不可欠です。

市民に対しては、災害時にも迅速に対応ができるよう、災害廃棄物等の分別の必要性や排出方法等について、啓発・広報を行います。

また、大規模災害発生時においては、ボランティアが片付けごみの分別・排出等の支援を行い、被災地の復興に大きく寄与しています。市民の健康への配慮や安心・安全の確保、一日も早い生活再建のため、災害時のボランティア活動は重要です。そのため、平時より社会福祉協議会及び市民団体等との連携体制を構築し、ボランティアに対して、災害廃棄物の排出、処理等の情報を共有します。

＜広報の内容（例）＞
- 片付けごみや生活ごみ等の基本的な分別・排出方法（平時の排出場所及び仮置場への搬入）
- 分別の必要性、分別区分
- 便乗ごみの排出禁止、不法投棄等の不適正処理禁止
- 危険・有害廃棄物、処理困難物等の基本的な取扱い
- 作業時の安全確保への注意喚起
- 最新情報の入手方法

また、初動期の混乱を最小限にとどめるため、平時から広報のひな形等の準備や、広報手段、伝達主体の検討を行います。

表 4-3　市民への広報・啓発手段

情報伝達方法	内　容
デジタル媒体	市ホームページ、電話、防災行政無線、情報発信拠点（まちテナ西東京）、西東京市安全・安心いーなメール等
アナログ媒体	広報誌、掲示板、回覧板、パンフレット、チラシ、ポスター（避難所、電柱看板での掲示）等
マスメディア	テレビ、ラジオ、新聞、SNS 等
その他	広報車を通じた広報、防災（避難）訓練

（８）災害廃棄物処理支援体制の構築

「第１章　第５節　３　（５）災害廃棄物処理支援（近隣自治体等に対する処理支援）」より、当該区域外で大規模災害が発生し、被災自治体や都から被災地で発生した災害廃棄物処理に関する応援要請があった場合、被災地の状況や受援側の体制を考慮し、資機材や人員に関する適切な支援を行います。

また、他自治体や多摩地域と締結している協定に基づき、災害廃棄物の処理に関する支援要請があった場合には、柳泉園組合及び組合構成市と調整し、当該自治体の災害廃棄物を受け入れて処理を行います。受け入れ量については、支援要請を受けた際に、柳泉園組合施設における受け入れ可能量に基づいて調整します。

２　関連団体が取り組むべき事項

（１）災害廃棄物処理体制の構築【柳泉園組合】

柳泉園組合は、災害廃棄物処理を滞りなく実施できるよう、平時より、組合構成市の災害廃棄物発生量等に基づき、組合施設の処理可能量及び処理委託（「第２章　第１節　２　処理方針」参照）等について検討を行うものとします。

また、発災後も柳泉園組合の処理施設で廃棄物の処理を継続できるよう、処理施設の強靭化及び処理体制の強化を図るものとします。

（２）合同処理本部の設置に係る検討【柳泉園組合】

「第４章　第１節　１　（３）合同処理本部の設置に係る検討」と同様に、柳泉園組合は、発災時において、清瀬市、東久留米市及び本市と合同で「合同処理本部」を迅速に立ち上げることができるよう、合同処理本部の設置方法や組織体制等について、あらかじめ検討を行うものとします。

（３）災害廃棄物処理支援体制の構築【柳泉園組合】

「第４章　第１節　１　（８）災害廃棄物処理支援体制の構築」と同様に、柳泉園組合は、災害廃棄物の処理に関する支援要請があった場合、清瀬市、東久留米市及び本市と調整し、組合施設の受け入れ可能量に応じて災害廃棄物の受け入れ及び処理を行うものとします。

（４）ボランティアの受け入れ及び調整体制に係る検討【社会福祉協議会及び市民団体等】

「第４章　第１節　１　（７）市民・ボランティアへの啓発・広報等」と同様に、社会福祉協議会及び市民団体等は、本市から提供される災害廃棄物の排出、処理等に関する情報を踏まえ、平時から連携体制を構築するものとします。

また、社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターの運営準備として、災害ボランティアの受け入れ、情報収集・発信、被災区域におけるニーズ把握、本市との連絡体制等の方法について、検討を行うものとします。

３　市民が取り組むべき事項

（１）本市が発信する情報の確認及び理解の醸成

市民は、表 ４-３に示される本市の広報・啓発手段から発信される情報を通じて、災害廃棄物の分別・排出方法、仮置場のルール、仮設トイレ等の設置箇所等、生活ごみやし尿の収集等に関する情報を確認し、理解を深めることで、災害時に適切に行動できるように努めるものとします。

（２）不用品の処分

市民は、廃棄物の排出者として、早期の復旧・復興に向けて、災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理のために、廃棄物の排出段階での分別の徹底等を行うことが重要です。そのため、災害時に発生する片付けごみの抑制のため、平時から、自宅内にある、使用する意思のない家電製品や粗大物といった不用品等の適正処分に努めるものとします。

（３）発災時に向けた備蓄

市民は、発災直後の断水やトイレ不足等に備え、飲料水、食料、生活用品等の備蓄に努めるものとします。また、在宅避難時における衛生環境の維持のため、携帯トイレ等を備蓄するものとします。

（４）本市及び柳泉園組合の取組への協力

市民は、発災時の災害廃棄物等の適正分別及び適正排出、仮置場の適正利用、便乗ごみや不法投棄の防止、避難所等におけるごみの分別、仮設トイレの適正利用等に係る本市及び自治会・町内会等からの周知・啓発に協力するものとします。

４　事業者が取り組むべき事項

（１）本市との協定締結【廃棄物処理関連事業者】

災害廃棄物の撤去・運搬・処理・処分、損壊家屋の撤去に関係する廃棄物処理関連事業者は、本市が設置する仮置場の設営・運営、災害廃棄物の収集・運搬、処理・処分等に係る災害時応援協定の締結について本市から提案があった場合には、積極的に検討するよう努めるものとします。

（２）事業者団体内の連携に向けた取組【廃棄物処理関連事業者】

廃棄物処理関連事業者団体は、構成事業者の処理能力や保有資機材等を把握し、本市から要請があった場合に迅速に対応できるよう、被災状況の情報収集や支援要請の集約、事業者間の調整等を迅速に行うことができる体制の構築に努めるものとします。

（３）事業所内にある使用予定のない機器類や粗大物の処分の実施

使用予定のない機器、什器、資材、粗大物等については、平時から適正に処分・整理し、災害時に発生する片付けごみの抑制や、避難・作業動線の確保に努めるものとします。

災害時に事業所内で発生する廃棄物については、排出事業者の責任において適正に処理するものとし、処理が直ちに困難な場合は、生活環境に配慮して適切に一時保管するよう努めるものとします。

（４）有害物質等の把握及び災害時の流出防止に向けた取組

有害物質、危険物等を取り扱う事業者は、平時から事業所内で使用・保管している物質の種類、量、保管場所及び取扱方法等を把握するとともに、適正な管理・保管に努めるものとします。

また、地震や浸水等に伴う有害物質等の漏えい、流出、飛散等による生活環境への影響を防止するため、保管設備の転倒・流出防止対策や、災害時の対応方法及び連絡体制の確認等に努めるものとします。

（５）災害廃棄物の円滑な処理に向けた協力

災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に向けて、事業者が保有する人員、車両、重機、資機材、保管場所、専門的知見等について、可能な範囲で協力するよう努めるものとします。

（６）処理施設の強靭化【廃棄物処理関連事業者】

廃棄物処理関連事業者のうち、災害廃棄物の処理が可能な事業者については、本市から要請があった場合に迅速に災害廃棄物を受け入れられるよう、処理施設の耐震化、浸水・停電対策等の強靭化に努めるものとします。

（７）災害廃棄物対策を含めた BCP の策定

BCP の策定においては、事業所から発生する廃棄物の分別、保管、搬出方法、担当者及び連絡体制等を整理して盛り込むことを検討します。

なお、大量の災害廃棄物の排出が想定される事業者、または有害物質等を含む廃棄物その他適正処理が困難な廃棄物を排出する可能性のある事業者は、これらの災害廃棄物を、主体的に処理するよう努めるものとします。

第２節　初動期

１　本市が取り組むべき事項

（１）庁内外の関係主体との連携・受援体制の整備

本市は、庁内関係部局、柳泉園組合及び組合構成市、国、都、関係自治体、民間事業者、社会福祉協議会等と連携し、被害状況、道路の通行状況、廃棄物処理施設の稼働状況、災害廃棄物の発生及び収集状況等を把握・共有します。

また、人材や資機材が不足し、本市のみでは災害廃棄物処理のための十分な体制が構築できない場合は、災害時応援協定に基づき、速やかに支援を要請します。その際、本市の被害状況や災害廃棄物発生量等を勘案し、都への事務委託の必要性も検討します。検討時には、委託する業務範囲、対象となる災害廃棄物、処理期間、役割分担等を整理します。

上記の対応でもなお支援が必要な場合には、都を窓口として、D.Waste-Net、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、自衛隊等に対し、災害廃棄物の処理を要請します。

なお、自衛隊については、「事態やむを得ないと認める場合」（公共性、緊急性及び非代替性を総合的に勘案して判断）に留意し、必要な支援を要請することとします。

【災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）】

・災害廃棄物処理を経験した地方公共団体職員を「災害廃棄物処理支援員」として登録し、発災時に被災地を支援することを目的とした制度。
・災害廃棄物処理を適切かつ円滑に行えるよう、災害廃棄物処理の方針や個別課題の対応に係る支援を行うマネジメントの支援を行う。
・現場作業員としての派遣ではない。

（出典）東京都災害廃棄物処理計画（令和５年９月）

（２）合同処理本部の立ち上げ

柳泉園組合及び組合構成市と調整し、災害廃棄物を合同で処理する合同処理本部を立ち上げ、連携して災害廃棄物の処理を行います。

また、組合構成市の廃棄物関連部署、協定締結事業者等と情報を共有し、処理の進行管理を行います。

（３）災害廃棄物の発生量、要処理量、処理可能量（暫定値）の算定

発災直後は、建物の被害情報が不足していることが多いため、航空写真等の建物情報と現地確認等の実被害範囲との重ね合わせ等により被害棟数を推計し、情報の更新に合わせて発生量を更新していくこととします。

発生量（暫定値）については、上記被害情報から算定します。その際、片付けごみや解体廃棄物以外にも、散乱ごみや市街地に流入した木や土砂等も、適宜、発生量（暫定値）に追加します。

要処理量については、一次仮置場への搬入開始以降は、一次仮置場での計量（トラックスケールでの重量管理が望ましい）、り災証明書（発行見込み、発行済み）、解体見込み数（自費解体、公費解体）及び処理済み量の数値を基に算定します。

処理可能量（暫定値）については、組合施設及び民間の処理施設の被災状況等を確認し、公称能力や年間稼働可能日数等から算定します。

発生量（暫定値）と処理可能量（暫定値）を比較し、人材や資機材等の不足も含め、自区域内のみでは早期復旧が困難と判断される場合は、自区域外処理に向けた要請を行います。なお、災害廃棄物の種類別の発生量及び処理可能量は、発災後１か月を目途に暫定値を公表します。

（４）災害廃棄物処理体制の立ち上げ

①　処理方針の決定

「第２章　災害廃棄物等発生量の検討」の処理方針に基づき、発災後１か月を目途に、当該災害規模を考慮し、災害廃棄物処理実行計画の策定に当たっての基本的な考え方となる処理方針を決定する必要があります。

処理方針においては、処理の優先順位や処理期限、再資源化の方法等を整理します。

②　災害廃棄物等の収集・運搬

災害廃棄物等について、「第１章　第６節　２　収集・運搬」に基づき、被災状況に応じて収集・運搬を行います。

③　一次仮置場の開設・運営

一次仮置場について、「第３章　第３節　仮置場の選定方法」に基づき、平時に整理した仮置場候補地リストを活用し、被災状況を踏まえて優先的に開設する仮置場を決定します。そして、仮置場の運営に必要となる人材や資機材等を確保し、早急に仮置場を開設します。

運営においては、「第３章　第４節　仮置場の管理・運営方法」に基づき、災害廃棄物の処理が滞ることがないように対応します。

また、市民の生活環境の保全と作業従事者の安全性の確保に努めるとともに、必要に応じて仮置場における大気、騒音・振動、土壌、水質等の環境モニタリングを行います。

④　建物等の損壊物の処理

本市は、道路啓開や救助捜索活動に伴い撤去する必要のある建物等の損壊物や散乱ごみの収集・運搬及び一次仮置場での受け入れ等を行います。

また、建物被害の状況に応じて公費解体の受付に向けた準備、自費解体を行った場合の費用償還の案内を行います。なお、その受付の際は、損壊した建物の権利関係や正確な延床面積の把握等が必要となるため、り災証明の発行業務と連携した取組が重要となります。

水害などで解体する家屋が少ない場合は、自費解体を行った場合の費用償還の早期手続きを促し、所有者等による全壊家屋等の解体・撤去を進めます。

（5）市民・ボランティアへの広報・連携

①　市民・ボランティアへの広報

本市は、災害廃棄物等が排出されるタイミングまでに、平時に準備した広報のひな形を基に、被災状況に合わせて適宜追加・修正等を行い、広報を行います。その際、情報の鮮度、正確性及び更新の容易さに留意し、複数の手段を利用して広報を展開します。

市民に広報する内容を、表 4-4に示します。

表 4-4　広報の内容

項　目	広報の内容について	
収集・分別方法	災害廃棄物等	・敷地内での保管、撤去に係る方法 ・分別方法（分別区分） ・取扱い上の注意、安全対策 ・処理困難物の排出方法
	避難所ごみ	・発生抑制、分別、排出方法 ・集積所
	生活ごみ	・収集の開始時期、排出場所 ・分別方法（分別区分） ・処理困難物の排出方法
	し尿等	・収集方法 ・仮設トイレ等の設置場所、使用方法等
損壊家屋	・解体、撤去に係る申請、方法、支援内容等 ・税法上の扱い、特例、補助金等	
仮置場	・一次仮置場の場所、搬入時間、曜日等 ・一次仮置場の誘導路（場外、場内）、案内図、配置図 ・一次仮置場に持込んではいけないもの	
避難所でのルール	・避難所ごみの発生抑制、分別、排出方法 ・避難所ごみの集積所	
市への問合せ	・相談窓口の場所、連絡方法	
留意事項	・ごみ出しが困難な身体障害者、高齢者への支援方法 ・災害廃棄物であることの証明方法（住所記載の身分証明書、り災証明書等） ・禁止事項（便乗ごみの排出、混乱に乗じた不法投棄、野焼き等）	

② ボランティアとの連携

本市は、発災後、社会福祉協議会と協議の上、災害ボランティアセンターの設置状況を確認し、平時に整理した連絡窓口を通じて、災害廃棄物の分別・排出方法、仮置場の設置状況、搬入ルール等を共有します。

また、片付けごみの搬出支援や、ごみ出しが困難な高齢者、障害のある方等への支援について、社会福祉協議会及び市民団体等と連携し、支援ニーズの把握及び活動調整を行います。

（6）災害廃棄物処理実行計画の策定

災害発生後は、本計画に基づき速やかに初動対応を着実に実施するとともに、発生した災害廃棄物等を適正かつ円滑・迅速に処理するため、災害廃棄物処理実行計画（以下、「実行計画」という。）を策定します。

実行計画では、災害廃棄物を円滑に処理し、早期の復旧・復興を図るため、実際の被害の状況等に応じて災害廃棄物の発生量、処理体制、処理方法、処理フロー、処理スケジュール等を定めます。

（7）処理の進行管理

市内全体の処理状況や人材、資機材、仮置場、処理施設等の状況、業務の達成状況等を把握し、進行管理を行うとともに、都やその他の関係機関、関係団体、民間業者等と密に連携を取ります。

進行管理を行う際は、短期的な目標を設定し、逐次その達成状況を把握、検証しながら業務の改善を図ります。把握した情報は、都及び本市の災害廃棄物対策本部に共有します。

進行管理において把握すべき事項を、図 4-2に示します。

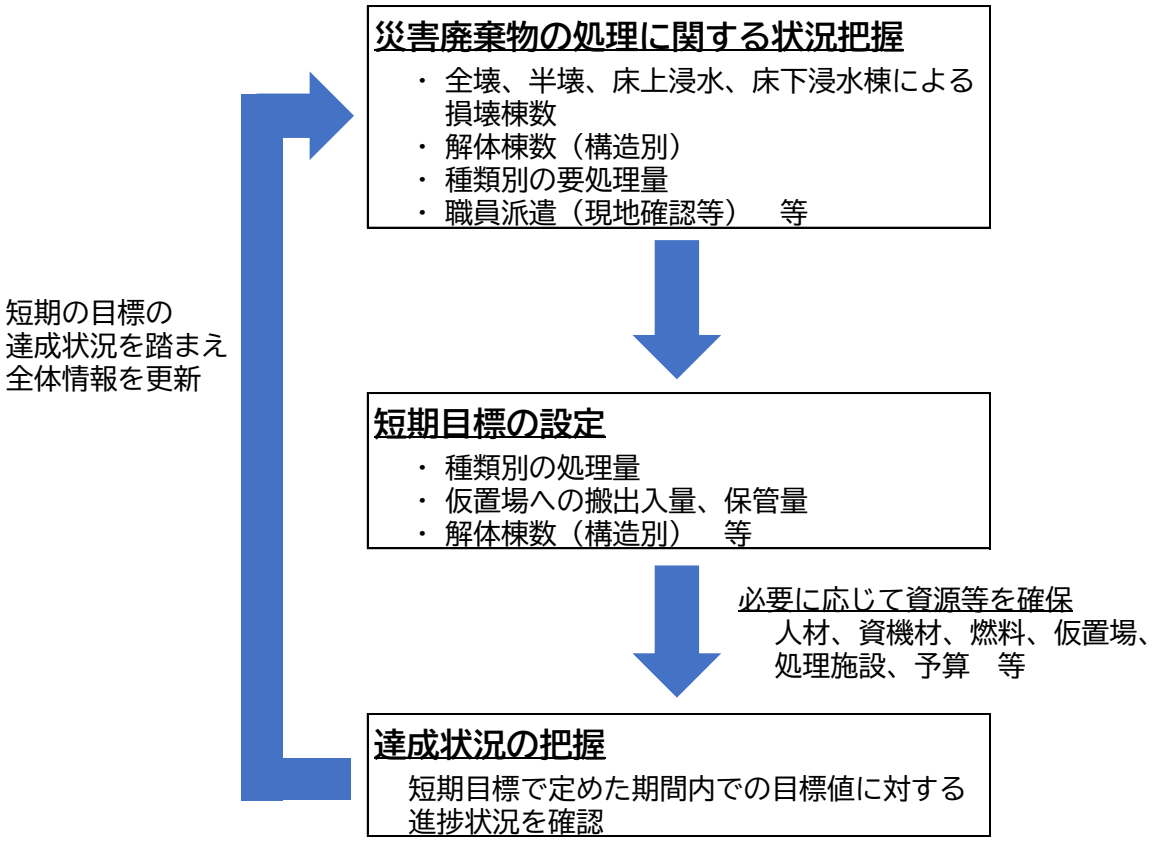


図 4-2　進行管理において把握すべき事項

２　関連団体が取り組むべき事項

（１）廃棄物処理施設の被災状況の確認【柳泉園組合】

廃棄物処理施設の管理者は、速やかに被災の有無を確認し、被災した施設については、施設の修復や安全対策に係る検討を行うものとします。

（２）合同処理本部の立ち上げ【柳泉園組合】

「第４章　第２節　１　（２）合同処理本部の立ち上げ」と同様に、柳泉園組合は、組合構成市と調整し、災害廃棄物を合同で処理する合同処理本部を立ち上げ、連携して災害廃棄物処理を行うものとします。

また、組合構成市の災害対策本部及び関係部局、協定締結事業者等と情報を共有し、処理の進行管理を行うものとします。

（３）災害廃棄物処理の開始に向けた検討【柳泉園組合】

「第４章　第２節　１　（３）災害廃棄物の発生量、要処理量、処理可能量（暫定値）の算定」のとおり、柳泉園組合は、発災直後に算定した発生量（暫定値）及び要処理量（暫定値）を基に、処理可能量（暫定値）を算定し、発災後１か月を目途に暫定値を公表するものとします。

なお、組合施設での災害廃棄物等の受け入れ量は、組合構成市の災害廃棄物発生量を考慮して設定するものとします。

（４）ボランティアの受け入れ及び調整体制の構築【社会福祉協議会及び市民団体等】

「第４章　第２節　１　（５）市民・ボランティアへの広報・連携」と同様に、社会福祉協議会等の関連団体は、本市と協議の上、災害ボランティアセンターの設置状況を確認し、平時に整理した連絡窓口を通じて、災害廃棄物の分別・排出方法、仮置場の設置状況、搬入ルール等について本市と情報共有します。

また、片付けごみの搬出支援や、ごみ出しが困難な高齢者、障害のある方等への支援について、支援ニーズを把握し、ボランティアの募集・受け入れ、派遣及び活動調整を行います。

３　市民が取り組むべき事項

（１）本市が発信する情報の確認

市民は、本市が広報紙、ウェブサイト、防災行政無線等を通じて発信する情報を確認し、災害廃棄物の排出場所、分別方法、収集日時、仮置場の開設状況及び利用ルール等を把握するよう努めます。また、発災直後は情報が更新されることがあるため、常に最新の情報を確認し、誤った情報を拡散しないよう留意します。

（２）片付けごみ等の適正排出

市民は、片付けごみ等を本市が公表している分別区分で適正に分別し、本市が指定する集積所、地域仮置場または一次仮置場へ、指定された日時及び方法に従って排出するものとします。

また、片付けごみ等は道路や避難所の周辺等に放置せず、便乗ごみの排出、不法投棄も行わないものとします。

（３）損壊家屋の公費解体に向けた準備

損壊家屋の公費解体等を希望する市民は、本市から公費解体等に関する方針が示されるまで、原則として被災家屋を解体せず、家屋の被災状況を写真等で記録するとともに、り災証明書の取得に必要な手続を行うものとします。

４　事業者が取り組むべき事項

（１）有害物質等の流出防止及び適正処理

有害物質、危険物等を取り扱う事業者は、発災後速やかに保管設備等の被災状況及び漏えい、流出、飛散等の有無を確認し、必要な流出防止措置等を講じるとともに、必要に応じて関係機関への連絡を行うものとします。

また、有害物質等を含む廃棄物については、他の廃棄物と混合しないよう適切に分別・保管し、専門の処理業者等により適正に処理するものとします。

（２）事業者から発生する廃棄物の適正処理

災害により事業所から発生した一般廃棄物及び産業廃棄物については、排出事業者の責任において、関係法令等に基づき、適正に分別、保管及び処理するものとします。

（３）災害廃棄物の円滑な処理に向けた協力

事業者は、平時に引き続き、発災後も、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理に向け、事業者が保有する人員、車両、重機、資機材、保管場所、専門的知見等について、可能な範囲で協力するよう努めるものとします。

（４）本市への協力【廃棄物処理関連事業者】

廃棄物処理関連事業者は、本市からの要請に応じ、保有する収集・運搬車両、重機、資機材、人員、保管場所及び処理施設等を活用し、災害廃棄物の収集・運搬、仮置場の設営・管理、分別、処理・処分及び資源化に協力するものとします。

（５）事業者団体内の連携による廃棄物処理の実施【廃棄物処理関連事業者】

廃棄物処理関連事業者団体は、構成事業者の被災状況、稼働状況、処理能力、保有車両及び資機材等を把握し、本市からの要請に迅速に対応できる体制を整備するものとします。

また、支援要請の集約、構成事業者間の役割分担及び活動調整を行い、収集・運搬、仮置場の運営、処理・処分等の円滑な実施を支援するものとします。

第３節　応急対策期

１　本市が取り組むべき事項

（１）本市における被災状況の集約

本市は、初動期に引き続き、随時更新される建築物の被災状況や廃棄物処理施設の被災状況を把握、集約し、情報を一元管理します。

（２）災害廃棄物の発生量、要処理量、処理可能量の見直し

災害廃棄物の仮置場への搬入出量、り災証明書の発行状況、解体見込み数、処理済み量等に応じ、随時、処理可能量の見直しを行います。

処理期限までに処理しきれない可能性がある場合は、既存施設の処理能力の増強や仮設処理施設の整備、広域処理を検討します。

（３）災害廃棄物処理体制の確保・運用

本市は、災害廃棄物等の処理が滞ることがないよう、柳泉園組合及び組合構成市と協力して災害廃棄物等の処理を進めるとともに、災害発生時においても資源の有効活用の観点から、災害廃棄物等の再生利用を極力実施します。

①　一次仮置場の運営及び二次仮置場の開設・運営

一次仮置場の運営については、初動期に引き続き、災害廃棄物の処理が滞ることがないように対応します。

また、初動期に引き続き、市民の生活環境の保全と作業従事者の安全性の確保に努めるとともに、必要に応じて仮置場における大気、騒音・振動、土壌、水質等の環境モニタリングを行います。

なお、災害規模や一次仮置場への搬入・搬出状況等を考慮し、一次仮置場の解消に向けた処理体制の構築の推進、もしくは、必要に応じ、二次仮置場の開設・運営を行います。

②　公費解体の受付、解体工事

損壊家屋等の解体・撤去は、本来、私有財産の処分になるため、原則所有者の責任によって行うことになりますが、災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して全壊家屋の解体を本市で実施することができます。被害の状況によっては国の特例措置により、半壊家屋まで補助対象が拡大される事例もあるため、災害発生後の環境省の通知を確認し、補助対象の適否に従い、実施します。

公費解体に係る事務手続きは、「市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き」（環境省東北地方環境事務所・関東地方環境事務所、平成 30 年３月）を参考として進めます。

（4）市民・ボランティアへの広報

本市は、状況に応じて、広報紙やウェブサイト、SNS 等複数の手段を活用し、情報の鮮度、正確性及び更新の容易さに留意し、広報を展開します。

＜広報の内容（例）＞
- ・市民からのよくある質問と回答例
- ・り災証明の交付から解体までの流れ(公費解体の対象､申請方法等も含む｡)
- ・公費解体や自費解体の場合の費用償還の進捗状況と今後の予定
- ・一次仮置場の設置状況や運営状況、搬入可能物
- ・一次仮置場閉鎖に関するお知らせ
- ・災害廃棄物等の処理状況（進捗率の見える化） 等

（5）処理の進行管理

本市は、初動期に策定した実行計画に基づき、図 4-2に示した災害廃棄物等の処理の進捗を管理し、処理量の把握・公表や必要な人材・資機材の確保を行います。

また、災害廃棄物等の処理を進める中で、状況の変化を踏まえ、適宜見直しを行います。

＜実行計画の見直し（例）＞
- ・復旧の進捗に伴い、発災直後では把握できなかった被災状況や、災害廃棄物等処理の課題に対応し、処理の進捗に合わせて見直し
- ・災害廃棄物等の処理方法について、効率面や経済面等の観点から見直し
- ・処理の進捗に応じ、施設の復旧状況や稼働状況、処理見込み量、動員可能な人員、資機材（重機や収集・運搬車両、薬剤等）の確保状況を踏まえ、処理スケジュールを見直し
- ・処理の進捗や災害廃棄物等の性状の変化などに応じ、処理フローを見直し
- ・道路の復旧状況や周辺の生活環境の状況、仮置場の位置を踏まえ、収集・運搬方法を見直し
- ・設定した処理期間内に既存施設で処理が完了できない場合、仮設の処理施設による処理や広域処理を検討

２　関連団体が取り組むべき事項

（１）災害廃棄物処理の継続【柳泉園組合】

柳泉園組合は、組合構成市と協力し、「第１章　第６節　３　処理・処分」及び初動期に策定した災害廃棄物処理実行計画に基づき、被災状況に応じて災害廃棄物の処理を進めます。

（２）ボランティアの受け入れ及び調整体制の継続【社会福祉協議会及び市民団体等】

社会福祉協議会等の関連団体は、初動期に引き続き、災害ボランティアセンターを安定的に運営するとともに、災害廃棄物の分別・排出方法、仮置場の開設状況、搬入ルール等の情報を適時更新し、ボランティア及び被災者へ周知します。

また、被災区域における支援ニーズの把握を継続し、ごみ出しが困難な高齢者・障害のある方等への支援や、片付けごみの搬出・分別支援について、活動の優先順位付け、派遣調整、活動範囲の見直し等を行います。

（３）合同処理本部の運営【合同処理本部】

柳泉園組合及び組合構成市によって、必要に応じて合同処理本部が設置された場合には、被災状況や柳泉園組合の処理施設の稼働状況を迅速に集約・共有します。そして資機材や人員等の確保、受援体制の構築等により、圏域全体の円滑な廃棄物処理体制の構築に努めるものとします。

３　市民が取り組むべき事項

（１）本市が発信する情報の確認

市民は、初動期に引き続き、本市が広報紙、ウェブサイト、防災行政無線等を通じて発信する情報を確認し、災害廃棄物の処理状況、仮置場の開設・閉鎖、受け入れ対象品目、搬入方法、収集日時等を把握するよう努めます。

（２）片付けごみ等の適正排出

市民は、初動期に引き続き、本市が公表している分別区分に従い、片付けごみ等を適正に分別し、指定された地域仮置場または一次仮置場へ、受け入れ時間及び搬入方法を守って排出するものとします。

また、片付けごみ等は道路や避難所の周辺等に放置せず、便乗ごみの排出、不法投棄も行わないものとします。

（３）損壊家屋の公費解体等の申請

市民は、損壊家屋等の解体を行う場合は、公費解体等に係る本市の申請手続、対象要件及び必要書類等を確認し、所定の手続に従って申請を行うことを検討するものとします。

また、解体前の立入調査や家屋の被害状況、所有者及び権利関係等の確認に協力し、解体に先立ち、思い出の品や貴重品等の事前確認・搬出を行うよう努めます。

４　事業者が取り組むべき事項

（１）事業所から発生する廃棄物の適正処理

事業者は、初動期に引き続き、事業所から発生する一般廃棄物及び産業廃棄物について、排出事業者の責任において適正に処理するものとします。

（２）災害廃棄物の円滑な処理に向けた協力

事業者は、初動期に引き続き、本市が初動期に策定した実行計画及び処理方針を踏まえ、災害廃棄物の分別、保管、搬出及び処理に協力するものとします。

処理の進捗状況や廃棄物の性状の変化を踏まえ、処理方法、搬出先及び作業計画を適宜見直し、処理の遅延や仮置場の滞留防止に努めるものとします。

（３）本市への協力【廃棄物処理関連事業者】

廃棄物処理関連事業者は、本市からの要請に応じ、災害廃棄物の収集・運搬、仮置場の運営、分別・破砕・選別、処理・処分及び資源化を継続的に実施するものとします。

また、一次仮置場の解消や二次仮置場の開設・運営が必要となった場合には、必要な人員、車両、重機、資機材、処理能力等を確保し、処理の進捗に応じた効率的な業務実施に協力するものとします。

（４）事業者団体内の連携【廃棄物処理関連事業者】

廃棄物処理関連事業者団体は、構成事業者の稼働状況、処理能力、保有車両及び資機材等を継続的に把握し、本市からの要請内容や処理の進捗状況に応じて、構成事業者間の役割分担及び活動調整を行うものとします。

第４節　災害復旧・復興期

１　本市が取り組むべき事項

災害復旧・復興期においては、応急対策期において本市が取り組むべき事項を、必要に応じて実施することを基本とします。

（１）災害廃棄物処理体制の継続・移行に向けた検討

本市は、応急対策期に構築した災害廃棄物処理体制を継続しつつ、災害廃棄物の処理の進捗状況や復旧・復興事業の進展に応じて、平時の廃棄物処理体制への移行を図ります。

また、一次仮置場及び二次仮置場に保管されている災害廃棄物について、引き続き適正な分別、処理及び再資源化を推進するとともに、処理量や残存量を把握しながら、仮置場の段階的な集約及び閉鎖を進めます。あわせて、上下水道の復旧や避難者の退去状況に応じ、仮設トイレの必要性を考慮しつつ、計画的に撤去します。

なお、災害からの復旧・復興に向け、災害廃棄物等から再生された復興資材の積極的な活用を推進します。

（２）災害廃棄物処理実行計画の見直し

本市は、発災直後には把握できなかった被害の詳細や災害廃棄物量の推計結果、処理実績、仮置場の運営状況、処理施設の受け入れ可能量、補助金の決定・変更等を踏まえ、必要に応じて初動期及び応急対策期に策定・見直しを行った実行計画を見直します。

（３）処理の進行管理

本市は、応急対策期に引き続き、初動期及び応急対策期に策定・見直しを行った実行計画に基づき、図 ４-２に示した災害廃棄物等の処理の進捗を管理し、処理量の把握・公表や必要な人材・資機材の確保を行います。

また、災害廃棄物等の処理状況や業務の進捗状況などを適切に進行管理するとともに、処理事業の完了時期についても並行して検討を進めます。なお、完了時期の見込みを検討する際には、仮置場の原状復旧に要する期間も考慮することとします。

２　関連団体が取り組むべき事項

（１）災害廃棄物処理の継続・移行【柳泉園組合】

柳泉園組合は、組合構成市と協力し、「第１章　第６節　３　処理・処分」及び本市が見直しを行う実行計画に基づき、災害廃棄物の適正な処理、処分及び再資源化を継続します。

また、処理状況や施設稼働を踏まえた進行管理を行い、災害廃棄物処理の完了に向けた取り組みを進めるとともに、復興資材の活用協力、通常体制への円滑な移行に向けた調整を図るよう努めます。

（２）合同処理本部の運営【合同処理本部】

柳泉園組合及び組合構成市によって、必要に応じて合同処理本部が設置された場合には、災害復旧・復興期においても、災害廃棄物の処理状況や課題を共有し、必要な調整を行うため、合同処理本部の運営を継続します。災害廃棄物の処理及び仮置場の原状復旧等が完了した段階で、柳泉園組合及び組合構成市で協議の上、合同処理本部の運営を終了します。

３　市民が取り組むべき事項

（１）本市が発信する情報の確認

市民は、応急対策期に引き続き、本市が広報紙、ウェブサイト、防災行政無線等を通じて発信する情報を確認し、災害廃棄物の処理状況、仮置場の集約・閉鎖、公費解体の進捗状況等を把握するよう努めます。

（２）損壊家屋の公費解体等の手続きへの協力

市民は、応急対策期に引き続き、公費解体等を実施する場合には、本市が定める申請手続や必要書類等を確認し、適切に手続を行うものとします。

４　事業者が取り組むべき事項

（１）災害廃棄物等の円滑な処理に向けた協力

事業者は、本市が見直しを行う実行計画等を踏まえ、災害廃棄物等の分別、保管、搬出、処理及び再資源化に引き続き協力するものとします。

また、災害廃棄物等から再生された復興資材の有効活用に協力するとともに、本市からの要請に応じて、収集・運搬、仮置場の運営、処理・処分等に必要な人員、車両、重機及び資機材の確保に努めるものとします。

廃棄物処理関連事業者及び事業者団体は、災害廃棄物処理の進捗状況に応じて構成事業者間の情報共有や役割分担、活動調整を行い、災害廃棄物処理の完了及び平時の処理体制への円滑な移行に向けて、連携して取り組むものとします。

資　料　編

第１節　西東京市廃棄物減量等推進審議会等

１　審議経過

回	日付	議題
第１回	令和８年 ５月８日	・諮問 ・計画改定の目的について ・審議会スケジュールと審議内容について ・計画の基本方針について
第２回	令和８年 ６月25日	・一般廃棄物（ごみ）の排出・処理実績及び課題について ・被害想定と災害廃棄物発生量について
第３回	令和８年 ８月20日	・一般廃棄物（ごみ）の目標値及び達成のための施策について ・一般廃棄物（生活排水）の現状と課題、施策について
第４回	令和８年 10月６日	・一般廃棄物処理基本計画（素案）について ・災害廃棄物処理計画（素案）について
第５回	令和８年 12月22日	・一般廃棄物処理基本計画（案）について ・災害廃棄物処理計画（案）について
－	令和９年 １月●日	・答申

２　委員名簿

役職	氏名	区分
会　長	山谷　修作	学識経験者
副会長	木村　きく子	市民
委　員	植村　利男	学識経験者
委　員	福田　雄二	学識経験者
委　員	小早川　輝明	学識経験者
委　員	平山　喜弘	事業者
委　員	澤野　良子	事業者
委　員	海老沢　シゲ子	事業者
委　員	恒成　美保	関係機関
委　員	衣川　直子	市民
委　員	福山　千香	市民
委　員	渡部　洋一	市民
委　員	安部　竹志	市民
委　員	田中　智子	市民
委　員	豊川　直樹	市民
オブザーバー	横山　雄一	関係機関

３　市民参加

パブリックコメント	実施期間	令和８年11月９日～令和８年12月８日
	意見提出	●件

西東京市災害廃棄物処理計画

発行年月：令和　年　月
発　　行：西東京市
企画編集：西東京市　みどり環境部　資源循環推進課
東京都西東京市泉町三丁目 12 番 35 号
電話：042-438-4043